

---

平成22年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成22年9月13日 (月曜日)

---

議事日程(2)

平成22年9月13日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

---

【出席議員】(13名)

1番 益田美恵子	2番 貝掛 俊之	3番 田島 憲道	4番 辻本 一夫
5番 小田 武人	6番 岡 夏子	7番 今井 保利	8番 川上 誠一
9番 松上 宏幸	10番 本田 哲也	11番 中西 定美	12番 室原 健剛
13番 横尾 武志			

---

【欠席議員】(なし)

---

【欠員】(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美	書記 古野 嘉子	書記 本郷 宣昭
----------	----------	----------

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	入江真二	総務課長	占部義和
企画政策課長	吉永博幸	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大塚秀徳
税務課長	境 富雄	環境住宅課長	守田俊次	住民課長	佐藤一雄
福祉課長	藤崎隆好	地域づくり課長	内海猛年	学校教育課長	鶴原光芳
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二	管理課長	大長光信行
事業課長	小野義之				

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

----- . . . -----  
日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、7番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

7番、今井です。一般質問の通告書を読み上げ、第1回目の質問といたします。

件名、芦屋町モーターボート競走事業会計について。要旨、①モーニングレースを継続・延長する議案が出ていますが、今年11月から来年3月までの、このモーニングレースにおける利益確保の根拠、数値をお示し願いたいと思います。

件名の2番目のほうは、過疎地域自立促進計画、今回の議会に出ておりますけども、要旨として、①計画を策定することにより芦屋町の過疎からの脱却見込み、人口がどのようにふえていくのかというのについてお尋ねをいたします。

以上で第1回目の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。管理課長。

○管理課長 大長光信行君

1点目の芦屋町モーターボート競走事業会計についてということで、質問の要旨が、モーニングレースを継続、延長する議案が出ているということで、11月から3月までの利益確保の根拠をお示し願いたいというご質問でございますが、議案第72号で提出しております補正予算の収支では、収入、10億2,000万円、支出、9億8,467万2,000円で、差し引き3,532万8,000円の収益となっております。

まず、収入でございますが、電話投票の売上金を増額しているもので、増額の根拠は7月9日から実施しておりますモーニングレースの売上実績から試算し、1日あたり2,000万円増の51日分でございます。

支出では、売り上げ増に伴う約85%に当たる払戻金や交付金の法定費や電話投票に関する負担金がございます。そのほかとしましては、宣伝広告費に1億2,000万円投資しておりますが、先ほど申しましたように、収支で3,532万8,000円の収益がでる見込みとなっております。

また、22年度収支としては、モーニングレースの効果により、当初の純損失額より下回る予定となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

過疎地域自立促進計画について、計画を策定することによる芦屋町の過疎からの脱却見込みについて尋ねるといふご質問に対してお答えいたします。

まず、現行の過疎地域自立促進特別措置法が、平成22年3月に一部改正され、その中で第2条第1項に規定する過疎地域の指定要件が見直された結果、芦屋町は人口の減少率の要件を満たさなくなっております。しかしながら、芦屋町が引き続き過疎指定された、地域指定された理由は、法第32条に規定します過疎地域の市町村以外の市町村の区域に関する適用において、新たな過疎地域の指定要件に該当しなくても、平成22年3月時点において、過疎地域に指定されている市町村も引き続き地域指定の適用を受けるということを定めておりますもので、この関係で芦屋町は過疎地域ということで現行指定されております。

したがって、今回、法の執行期限の延長に際し、全国で過疎地域の指定を解除された市町村はございません。また、国としましては、過疎地域自立促進特別措置法の執行期限を6年間延長することに際し、6年後は、昭和45年から続いております、いわゆる時限立法、過疎地域対策緊急措置法を初めとする時限立法、こういったもので対策を講じてきたわけですが、新たな過疎法を今後は制定することではなく、抜本的に仕組みを変え、時代に対応した新たな過疎対策を推進していく方向性を示されております。このことを最初に申し上げた上で、過疎地域自立促進計画についてご説明を申し上げたいと思います。

過疎地域自立促進計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項において、市町村は自立促進計画に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることができるという規定に基づいて策定するものでございます。

計画書の策定に当たりましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第2項において、地域の自立促進の基本的方針に基づいて、①としまして、産業の振興、②交通通信体系の整備や地域間交流の促進、③生活環境の整備、④高齢者などの保健や福祉の増進、⑤医療の確保、⑥教育の振興、⑦地域文化の振興、⑧集落の整備、⑨その他必要な事項の9分野にそれぞれ現況と問題点、その対策、事業計画を記載するように定められております。

この過疎地域促進計画の9分野のその対策及び事業計画につきましては、分野ごとの課題を踏まえ、町でとりまとめております実施計画や施設整備計画との整合性を図った上で内容を計上しておりますので、この取り組みを進めることによって、生活環境や居住環境の向上、産業の振興などが図れるものと考えております。

なお、事業に過疎債を活用する場合、過疎地域自立促進計画に事業計画を掲載する必要がございます。過疎債は、これまで施設の改修や整備などのハード事業しか許可されておりました。しかしながら、平成22年以降6年間に限り、年間3,500万円を限度として、ソフト事業にも使用できる過疎債が許可されることになっております。

そこで、この財源を活用し、定住化が促進される施策を検討していくよう指示を受けておりますので、子育てや教育環境の向上、福祉の増進、住宅建設の促進など、いろいろな角度から検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

それでは、一つ目の質問のモーニングレースで今ご回答がありました中で、この来年の3月まで行うということで、3,500万円のこのモーニングレースにおけ

る企業があると、収益があるという。最後のところで、その結果、年間のボートの損益が改善されるというふうな言葉でしたけども、幾らぐらい、どのように改善されるのか、今どのような数値がどのようになるのか、今年1年でいいですから、まず1回目、その質問をいたしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

今のご質問にお答えいたします。

22年度の当初予算におきまして、約2億円の、これは営業収益収支の部分でございます。俗に言う3条予算でございますが、それでいきますと、約2億円の赤字見込みでございますが、この2号補正によります先ほどご説明しました収益額等々でございますと、約1億3,000万円ということで、7,000万円程度の効果が出ている。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

再確認します。ということは、ここでモーニングレースをやって、その努力が云々じゃない、結果としてもまだ22年度は芦屋ボートは1億3,000万円の赤字が出るということを再確認しますけど、よろしいですか。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

現段階での2号補正の段階でそのとおりでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

それでは、私たち議員も毎年ボートと将来構想、ここ私議員になっても七、八年ずっと聞いておりますけども、いつになったらこの辺でこういうふうに利益が出るんですよ。公営のギャンブルの本来の目的である数値はずっと聞かされておりますけども、私の聞いている範囲では、どんどんどんどん延びていっているということ。いつになったら利益が出るのか全然わからなくなってきている。

再度お聞きします。今現在ボート事業で、本来の公営ギャンブルの目的である一般会計の戻入は、いつごろ、どのぐらいの金額からスタートさせようと。もちろん私は今いろんな施設の改善をされて、借入金はふえているということで、どこかでその数字が出てくると思いますけど、今現在ではどのような計画で、いつから利益が出るかと踏んでおられるのかご回答をください。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

現段階で試算しておりますところでは、23年度から幾らかの収益が出るというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

もし、数字がなければいいのですけども、23年度から幾らかと言われましたけど、23年、24年、幾ら見込まれているのか、数字があれば、おおよそでいいですけど教えてください。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

現在、ご承知のとおり4月から芦屋町外二カ町競艇施行組合が3月末をもって解散し、施設会計と統合いたしまして、単独施行ということでスタートしております。昨年の財政計画におきましては、二カ町から施設会計のほうに施設借上料というものをお支払いする計画を示したとおりでございます。その中で、施設会計のほうから一般会計に繰り出せる予定ということで、向こう10年間、約19億円という計画がなされていたと思います。今の時点では、二カ町、競艇事業のほうから、23年度以降、その同等程度は出されるんじゃないかということで、去年の財政計画が推移するんじゃないかというふうに試算しております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

それでは、単独経営をしても、23年度から10年間で19億円の戻入を一般会計にするということの確認を再度します。よろしいですか。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

まず、財政計画、22年度の財政計画の策定というのは、内部的にはできておりますが、まだ公表はしておりません。その中で、先ほど言いました額につきましては、昨年施設会計のほうから一般会計に繰り出せる額に近い数字が見込めるんじゃないかということで、数字的には同額という表現はできないと思いますが、それに近い数字は見込めるんじゃないかというふうに現段階では試算いたしております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

4月から単独経営をしても、8月、4カ月経てば今後の計画というのは近いんじゃないかとある程度きちつと言えらると思うんですよ。ですけども、ここではいいでしょう。しかし、10年間、23年度から19億円返ってくると、芦屋ボートは。で、私はいろんなボート以外のところのボートレース場のいろんな売り上げとかをこの間から分析してますけど、もう私はここで議員になって8年ぐらい前から、そんなことないよと言ってるんですけど、現在ボート、芦屋ボート以外全国的にボートの売り上げというのが上がってるんですか、それとも下がってるんですか。どうなんでしょう、まず一つ目、そこから聞きます。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

21年度の競艇の総売り上げというものが、前年対比で94.7%ということで、

5.3% 21年度は減少しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

それでは、芦屋町のボートはどのぐらいなのでしょう、平均、全国で5.3%下がっていると。芦屋町は22年度でも21年でもいいですけども、どのぐらい下がってるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

20年度、SG競走を開催いたしました。それから、九州ダービーを開催いたしました。それで、20年度と21年度を比較しますと、かなりの減少で、数字でいいますと57.4%ということで、21年度は周年のみでございましたので、これだけの開きが起こっております。ただし、1日平均、本場の売り上げからみますと、24.6%落ち込みということで、先ほど言いましたように、20年度はSG、それから九州地区選という記念レースが2本ありましたので、その関係で大幅な21年度は減収があつてるといふことのでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

数字をもう一度今言われたことを確認します。5.3%が全国です。芦屋の場合はSGをやったから23%落ちてると。SGがなかったら、だけどSGがなくちゃ困るんですけどね。じゃあSGがなかったとしても、5.3%以上の落ち込みが芦屋競艇あるんですよ。本場だけでもいいですけども、落ちてるのどのぐらいですか。去年単位で今年はどのぐらい落ちたのですか。本場売上。私の数値では、10%で今回の予算は出てるんですけどね。対前年比、本場10%出てますけど、どうでしょう。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

直近で言いますと、今年の4月から7月までの本場売上、これ全国の本場売上のみで見ますと、前年対比で15.5%減少いたしております。その中で芦屋町はと申しますと、16.3%、大体同程度の推移しているということで、本場売上については、どこの場も減少傾向にあるということのでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

今までのお話を総合しますと、芦屋ボートを含めて全国のボートレースでどんどん売上落ちてると。芦屋ボートも今言われましたように、16.3%と本場売上落ちている。ただ同比されていることを云々で言っていないんですよ、モーニングレースで3,500万円上がっても、それでも今年終わったら1億3,000万円の赤字がまだ出るんで。23年度以降19億円をもうかるという前提条件、これはいろんな努力をしなければいけないと思います。いろんな努力の中で19億円

を上げるとあるのですが、私が一番心配しているのは、この数値を積み上げていく中で、どんどんどんどん下がってるボートの売り上げ、どっかでとまるから19億円出るといふ計算になっていると思うんです。売り上げとまるという予測の中で19億円たまるということになっていますよね。いつから売り上げがとまるというふうに町当局は思っているんですか。ご回答ください。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

毎年策定しております財政計画につきましては、向こう3年間の部分を推移した形で見えております。4年先、5年先というのは、なかなか推測ができませんので、向こう3年間の減少傾向を示し、それ以降は推移するという形で毎年財政計画つくっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

先ほどから申し上げておりますように、私もずっとここでボートのことを何回も言っているんですね。それしかし、財政の計画の中では3年間はこんなに落ち込むけど、それから先はとまるって毎回毎回言ってるんです。とまってないんです。私8年間ですね、約ここ。とまってないんですよ、ボートの売り上げ、どんどんどんどん落ちてくるんですよ。だけど今さっき言われた19億円が上がるというのも、とまるようになっているんですよ、どっかで、それ売り上げがね、どっかでとまればそれ利益出ますよ。だけど今の社会情勢、皆さん方が悪いということじゃないですよ。社会情勢、世界情勢、若者の思考、そういうものからボートはどんどん落ちるんですよ。最悪の事態を予測していかないといけないと思うんですけども、3年後でとまることで19億円もうかります。もう私これ毎年1回聞いているんですよ。そう言ってるけど全然もうかってない。その辺はどう考えられます。やはり下がっていくという推測のところでも水際でどこが損益分岐点になるか、こうすべきだというようなところにもう踏み込むべきな社会情勢、ボート状況じゃないんでしょうか。お答え願います。

○議長 横尾 武志君

局長。

○モーターボート競走事業管理者 仲山 武義君

先ほどからのご質問から趣旨が本場の売り上げ、この1点の形に絞られた形の中でご質問がありましたので、それに関する計数的なお答え、それから、今後の売り上げの状況の見通し、そういったものでご説明を申し上げましたけれども、大変今全国的に、世界的にも言えるこの経済の厳しい中で、楽観的なものの見方ということとはできないとは思いますが、芦屋競艇場においての説明をさせていただきますと、先ほどから本場の売り上げがかなりの割合で落ちているという話ですが、本場の売り上げは二つで構成いたします。芦屋競艇場の開催の分の本場の売り上げ、それから、他の競走場を場間場外発売として売る本場の売り上げ、この両方を足しまして芦屋競艇場に足を運んでいただいたお客様の売り上げということになるわけですが、このこういうとらえ方をいたしますと、21年度と22年度のこの前半を比較いたしますと、15%程度の伸びをいたしております。これはアシ夢テラスとい

ったようないろんなモーニングレース、それから、場間場外発売の併売といったような形で効果があらわれている結果であろうと。それから、電話投票を申し上げましたように伸びております。こういった形の中で努力をして結果が出ている分野もありますので、将来見通しが立たないというような状況には今はないというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

確かに私どもは本場を言っております。それ以外にボートで電話投票等いろんなこと、まあ私も数値を見てみると電話投票が50%近く売り上げになってきて、それは十分わかってる。しかし、芦屋町は本場に人を呼び起こす、人を本場へ上げるということで施設改善をして、いろんなお金を投資して、レストランも改造して、本場に若者を呼び込む、そういう経営をやってきたのじゃないんです。じゃあ全然売り上げはそっちは落ちてるけども、こっちでは上がってる。だけど今までやってきた戦略と違うところが上がってきてますよね。今までの戦略は本場に呼び込むということでやってたんですよね。ちょっと経営の戦略が、じゃあ今後は本場じゃなくてほかのところで経営努力をして売り上げを伸ばすということにシフト変更されるということですか。

○議長 横尾 武志君

事業局長。

○モーターボート競走事業管理者 仲山 武義君

ただいまのちょっとご説明舌足らずじゃったかもわかりませんが、本場の売り上げは、本場開催の芦屋ボート開催のレースの売り上げ、それから、場間場外発売、よその競艇場を芦屋競艇、本場で売る売り上げ、これを足した売り上げは上昇傾向、場間場外発売の伸びが大きいという側面がありますけれども、上昇の傾向があります。それから、従来から施設改善に伴います本場のお客さんの呼び込み、来場者の促進といった経営の方針については全く変更もありませんし、なかなか思うように伸びない部分がございますけれども、来場者の割合でいくとほとんど横ばいという状況で維持をやってきていると。

それで、経営が多角的な面でいいますと、芦屋ボートをよそで売ってもらう分、それから、よその競艇を芦屋で売ってもらう分、自分のところで開催をして電話で売ったり本場で売ったり、それから、ボートピアで今3カ所ほど展開しておりますが、こういったものの収益、複合的に大変多岐にわたった分野で事業を展開して組み合わせしておりますので、そういう総合的な側面から見ると、今後ある一定の結果はそう悲観的に見る必要はないんじゃないかというふうに判断いたしております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

おっしゃられることはよくわかります。多角的にいろんな努力されている。その努力については私非難するものじゃない、ただ悲観的に見る、しかし、町民の目から見たら、ここ10年間、そういうふうに見えないんですよ。本来の公営ギャンブルの目的を達してない事業なんです。そして、売り上げがとまるという予測の中で19億円3年後、3年後、毎回その回答なんです。ぜひこの芦屋ボートという

のが寄与したという部分を私は知っておりますけれども、聞いておりますけれども、今後については我々の努力以外にも社会情勢という大きなファクターがあるんですよ。振り返ってみれば、結局ボートレース場って水面以外は要らなかったというような施設概念というような、これは8年も9年もしてやってみるとわかることなんですけれども、そういうことも今は言えるんですよ。それじゃったら特化して電話投票を上げるとか、場間場外へ上げると、そういうことも考えられる。しかし、いずれにしても結果として、今回もう一度言っておきたいのは、社会情勢の大きな変化から、公営ギャンブルというものの存続については非常に危うくなっているということです。特に芦屋ボートは、自前の土地でもないし、いろんなリスクをはらんでいる、よそ以上に。ぜひその辺の経営については、もう少しその悲観的にならないでという言葉じゃなくて、数値としてぴしっと抑えていって、どんなに落ちてでも町民に迷惑かけないという運営をぜひお願いしたい、毎年1回これやってるんです、私。一番この芦屋町の中で根幹を揺るがすものはこの芦屋ボートだと思ってるので、この質問をしておりますので、ぜひこれを念頭に置いて経営の努力をされて、少しでも寄与されるようにということを願って最初のほうの質問を終わります。

2番目のほうの人口の、今回示されてます過疎地域自立促進計画ということで、一番最後の27ページに事業計画、22年度から27年度の特別業務、先ほど課長のご説明がありました分の自立促進計画の施策の部分、1から9までに分けて今回出されておりますけれども、私ももう過疎地域自立促進計画というのは終わったのかと思ったら、法律が変わって今回また借り入れるということですが、再度お聞きします。今回この過疎自立計画を出して、芦屋町として、ソフトも今回は入ると思います。ハード事業の修正、不足分をこれで補おうとするんですけども、その計画ですよ。どのぐらいのお金をまたここでお借りしようとしてるのですか。借入金かふえるというのは。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

ソフト分につきましては、3,500万円、年額、これを十分に活用してまいりたいというふうに事務方のほうでは考えております。

それと、ハード事業につきましては、ここには記載しておりますけれども、実施計画、施設整備計画でそれぞれ査定を行っていく中で借入額を決定してまいるものと思いますので、ここで幾らというふうにはお答えはできないような状況でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

はい、わかりました。で、ソフトのほうの3,500万円、ソフトというのはこの1の産業振興の1の自立促進施策部の1と考えてよろしいですかね。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

いわゆるソフト分として22年度分として上げておりますものが、27ページ、過疎自立促進計画の27ページが対象と考えられる事業でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

確かにこの過疎地域というのは、ここ何回か、2回ぐらいでしたかね、促進計画を出してお金を借りてきていると。ほとんど今までハード計画、ハード、いわゆる本当は今までの自分たちの費用でやらなきゃいけない、できないところを国からの有利なお金もありますんで、それを借りてハード事業をどんどんどんどん不足分を充実させてきたということの延長というふうに考えられるのですが、一回ちょっと戻ってお話をしますけど、先ほどのボートの話ではないですけども、現在芦屋町のじゃあ収入、収入という面を見たとき、大きな数値は要らないですよ、収入という面を見て税収というのは大きく上がってきているのですか、それともずっと横ばいにありますか。大体の数値を。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

税収につきましては、昨年の財政シミュとかでもお話してるように、ここ二、三年は減少傾向には確実にあります。今年度も9月議会、今回の議会でも町民税の所得割が減ったということで、2,800万円の減額補正してますが、ここ2年につきましては、減少傾向にあると。で、財政シミュレーション上は今後につきましても、下げ幅がちょっと大きいということで、今年の財政シミュレーションの中では、その辺を反映させた税収が今後も減る方向での経緯が続くだろうという判断で計画をつくっている状況でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

収入は少しずつですけど減ってるんです。先ほど質問しましたボート、今まで芦屋町に十何年前、20年前はすごい寄与したボートも、今の見込みでは寄与しないんです。収入は上がる見込みがないんです。ここの過疎地域促進計画に出ております一番目の産業の振興の事業内容を三つ、前回の私6月でも言いましたけど、産業の振興をして何かの産業をおこさないと、芦屋町の収入がふえないから将来はないよとも言いましたが、公園管理の運営事業と花火大会と観光協会の運営の補助金をしても、収入ふえないんですよ、芦屋町。だけどやらなきゃいけないことがたくさんある、ここのその2番目以降、ハード、いろんな建物を、バスのこともやらなきゃできない、下水道もやらなきゃいけない、学校のこともやらなきゃいけない、青少年のこともやらなきゃいけない、ボランティアの活動センターもやらなきゃいけない、果ては今後、今回病院も国民宿舎もハード事業ではお金がたくさん今後も要るんですよ。いいですか、収入は落ちてきてる、ハード事業で必要なお金はたくさんある、これが芦屋町の将来構造なんです。我々は何をすべきなのか、今ここでじゃあ。収入落ちてる中で、ハードだけ、今私が言ったハード事業が、ハード事業に関しては、この経済状況から収入が上がらないのであれば、私は芦屋町にある施設、ハード整備は、集中選択をして、捨てるものは捨ていく、そういうところにもう来ていると思う。もう一度言いますよ。今ある施設は取捨選択、集中選択をしないと芦屋町の将来はないと思うんですけども、どうでしょう、そこでまず、ハードについては。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

過疎地域自立促進計画の中のハード事業は、産業の分野につきましては、11ページに記載して内容でございます。選択と集中ということでございますけれども、一般的には基礎自治体、私とこの町のような基礎自治体というのは、すべてをフルセットで持つことがなかなか今後難しいというふうに言われております。国の道州制とか、そこら辺のことを踏まえて一般的に。それで芦屋町としては、今後どうするかということをも十分検討してまいりたいというふう考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

ありがとうございます。今後収入の減る中では、そして、この人口1万四、五千の小さな町の中では、フルセットの施設、ハード、建物を持っていくことは、大変難しい、今課長の回答ありましたけれども、ぜひその辺は早い駆け足で取捨選択をしないと、収入はどんどん落ちてきているわけですから、財源はですね。上がる見込みの計画は今のところないんです。ボートが起死回生して10億円ぐらい戻ってくりゃ別ですけども、それ以外芦屋町は現在もう収入がない。ハードは早急に皆さん方が考えを直して、早急に取捨選択、集中選択をすることをお願いしたいと思います。

一方ソフト面ですけども、前回の一般質問でいろんなことを町長にもお聞きしました。いろんなことをやっている。ざあっとたくさんありますよね。この収入が落ちてる中でソフトをどうしてそんなふうにするのかなと。私も書類全部ひっくりかえりてどうしてできると思ひましてね、一つだけ答えを見つけてきました。なぜできるのかこれは。これはここ2年間国から財源委譲で芦屋町に財源委譲でお金がどんと来てるんですね。幾らぐらい来てるんですか、財源委譲でここ二、三年。今まで以上に。大体の金額でどうでしょう。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

ここ2年ぐらいの国の臨時交付金がメニューが四つぐらいあったかと思いますが、合わせて3億の後半だと認識しております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

ハード自体は集中選択と言いましたけど、ソフトについては今約3億幾らのお金がどどんと今芦屋町に来る。だからお金的には税収は落ちてるけど、お金は現金は来てるんです。けどこれにはつけが来るんです。つけが来るという言葉はおかしいかな。国は財源委譲をするけども、することも皆さんふえるんですよ、今度。やらなきゃいけないことがたくさんこれからふえてくるんです。だから執行部の中心でおられて人員の管理とかされてる人は大変だと思いますよ。やることがどどんと今からふえてくるんです。人が足らなくなってくるんですよ。来年度の新卒もたくさんとらなきゃいけない数字が上がってるんですよ。なぜか、これは財源委譲をしてやることがたくさんふえたんですよ。今先食いで財源だけが来てるから、そ

れを食ってやってるんです、ソフト事業は。それじゃだめなんです。ハードと同じようにソフトも取捨選択して本当に必要なものできるものを、どれだけの人数でやるかってやらないと、本来の我々の収入や税収は落ちるんだから。いいですか、ハードもソフトも選択をして少ないミニマムの人員で少ない事業をやっていって、どう町民を満足させるかという大きな岐路なんですよ。これを忘れて、お金が3億もぼんと来てるから使いまくってたら大変なことになりますよ。人をどんどん採用したら大変なことになりますよ。やらなくていいことをやめて、国からやらされることこそどんとふえますからね、多分皆さん方、課長さん、大変だと思いますよ、これから。そうしないと、税収そのものが上がらない芦屋町では、将来ないんです。今はいいんです、ここ一、二年は3億も来たから、そのお金があるから。私の考えはどうですかね。間違ってますかね、どうでしょう。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

選択と集中、それから今議員言われる維持管理費のいろんな意味での増大等も考えられる。町の将来はどう考えるのかということについてですけど、これは毎年行革、それから財政シミュレーション、で、10年間こうやっていきますよ。また、大型事業についてもこういう計画でいきますよということを皆さんに公表し、そういう形の中で今後10年間進ませてくださいというやつでお願いをしておると。今言われたような内容につきましても、当然そのような計画の中には検討段階では入ってきますし、その上で10年間のシミュレーションというのを策定しているというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

ぜひ行革という言葉でひとつ行われてますけど、行革というのは今あるものを少しずつ減らしていくということで、今さっきから私言いますように、ぜひこの段階では集中と選択をしていく、こういうところに踏み込んでいただきたいと思いません。

といいますのは、ここ1年間私が質問してますように、退職金は退職者にお金国から借りてるんですよ、先に延ばしちゃってる、払わなくていいというふうにしちゃって。いろんなハード事業の修理は過疎債で借りちゃってるんです。負担を先延ばししてるだけです。このままでいって将来収入は減る中で、芦屋町の若い人たちどうやってこの芦屋町に住む魅力を感じるんです。産業の育成、産業雇用も、過疎債のこの計画、それ以外のいろんな計画を見る中でも、産業の育成はないんですよ。雇用なくなるんですよ、ここ。前はポートということですね、雇用もありましたよね。何回も産業の育成をなささいというのを前回私も言ってます。そうしないと、若者はここに定着をして税金を納めてこの町は改善できませんから、ぜひその辺の雇用の拡大につながるような施策を打っていくというのが一つと、あと先ほどから申しましているように、ハードとソフト、1万4,000人の人口の収入に見合うような取捨選択をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で今井議員の一般質問を終わります。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、8番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

おはようございます。8番、日本共産党の川上です。

第1に、遠賀川河口の環境問題について伺います。

2009年7月27日の集中豪雨は、上流からすさまじいごみを運んできました。遠賀川河口堰は危険水位に達したため、ゲートを全開しごみは一挙に響灘に流出しました。柏原漁港や洞山周辺には、ごみ、草木、ペットボトル、空き缶などが漂着ごみとなって山のように打ち上げられ、海上にも大量に漂い、漁業と観光に大きな被害が出ました。

さらに、4カ月後の11月中旬に続いた大しけで、玄界灘から吹きつける季節風と荒波によって、柏原西海岸の海底に沈殿していたごみが棚田に打ち上げられました。ごみの多くは空き缶、ペットボトル、あしのくずで、空き缶などに韓国や中国製のものはなく、遠賀川流域から流出したものと思われまます。今問題となっているのは海底ごみの問題です。川から流出したごみは海岸に漂着するだけではなく、海底に沈殿するものも相当あります。また、流出されるのはペットボトルや空き缶だけでなく、ヘドロのような汚泥もあります。大雨によりゲートを開門したとき、ごみと一緒に河口堰内に沈殿しているヘドロも同時に流出し、河口周辺の岩礁はヘドロに埋まってしまい、これが漁業に悪影響を与えています。その後、しけによりヘドロの堆積は減少しましたが、岩礁に生えていた海草はほとんど絶えてしまっています。大雨が降ればまた堆積することが繰り返され、どんどん荒廃して魚介類が生息できなくなる状態になっています。漁協でアワビの稚貝を放流し蓄養していた岩礁もヘドロを被り全滅してしまいました。このような状態を放置していると、磯の漁場に壊滅的な打撃を与えます。町として漁場の再生のため国や県に働きかけることが必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

第2にごみの減量化について伺います。

芦屋町では、平成22年から平成24年の3カ年のごみ減量化計画を作成し、家庭系のごみの削減目標を平成20年の1日当たり排出量である549グラムから82グラム削減し467グラムとしています。家庭ごみの2割から5割が生ごみとされています。生ごみの減量対策として生ごみの水切りの徹底、生ごみの堆肥化を進めていますが、町民に比較的経費のかからない段ボールコンポストの啓発推進を進める考えはないのでしょうか。

段ボールコンポストは手軽にごみ減量に取り組むことができます。マンションやアパートのベランダでも気軽に取り組むことができるとして、全国の自治体、県内の市町村でも取り組みは始まっています。食育講座として段ボールコンポストによる堆肥化を体験し、食と循環生活に学ぶ講座を設けてる自治体、料理教室の後に段ボールコンポストでごみの堆肥化に取り組んでいるところ、ホームページで詳しく段ボールコンポストの作り方を知らしている自治体など、創意工夫がされ啓発普及が盛んにされるようになっていきます。芦屋町においても生ごみの減量化を進めるため取り組むべきではないでしょうか、伺います。

第3に、子どもの医療費助成について伺います。

子育て支援の重点的な取り組みとして、子どもの医療費助成、無料化に取り組んでいる自治体は、全国的にも珍しくなくなっています。芦屋町でも入院・通院費用

の無料化が就学前まで拡充され大変に喜ばれています。県内で見ると、福岡市では小学校6年生までを入院費無料化を来年1月から実施する予定です。北九州市では、昨年の10月小学校1年から3年生の入院費は、1医療機関1日上限500円、月7日上限となり、今年10月からさらに拡充されます。町ではみやこ町が小学校6年生まで、苜田町が中学校卒業まで単独補助事業で助成しています。近隣の自治体では、中間市が今年の4月から小学校3年まで拡充されました。水巻町では、小学校3年まで入院費の無料化を実施していますが、来年4月から小学校6年生まで拡充することが検討されています。子どもの医療費の助成は、疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児の保健の向上と福祉の増進、子育て家庭の支援の充実を図ることを目的とした制度です。芦屋町におきましても小学校6年生までの医療費無料化の実現を求めますが、いかがお考えでしょうか。

第4に、学校耐震化の問題について伺います。

芦屋町の学校耐震化率は、2009年4月現在で25%、昭和56年以前に建設された学校の耐震化率も25%で県内で66位となっており、最低の水準です。現在、芦屋中学校の耐震補強工事が進められていますが、残る3小学校の耐震化工事の計画はいつまでに行うのか伺います。

第5に、学校のエアコン設置について伺います。

今年は、記録的な猛暑で熱中症により病院に搬送された方は、報道によると8月24日現在で4万1,000人を超えており、1日に1,000人を超える方が搬送されています。また、搬送直後に亡くなった方は145人のぼっています。

この猛暑は9月に入っても続いており、教育現場では、熱中症対策に苦慮していますが、芦屋町の学校現場における熱中症対策はどのように取り組まれているのか伺います。

2点目に、地球の温暖化により、日本の気候の亜熱帯化が言われており、今後も猛暑の中での学校運営が行われることが考えられますが、防衛省の補助事業によるエアコンの設置は考えていないのか伺います。

平成18年の12月議会で、航空騒音防止事業補助金によるエアコン整備について質問をしましたが、耐震化基準を満たすことが前提ということでした。その後、町民からエアコンの設置を求める請願が出されましたが、この請願の耐震基準が満たされていないとの理由で不採択になりました。今後、学校耐震化が進められる中で、耐震化基準の条件はクリアし、補助事業に適合する客観的条件が整うと考えられます。子どもたちに厳しい教育環境を改善するために、エアコンの設置を進めるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上で、第1回目の質問を終わります。

#### ○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

#### ○地域づくり課長 内海 猛年君

それでは、件名、第1点目の遠賀川河口の環境についてというご質問でございます。

昨年の7月の集中豪雨により、河口堰を全開したこと、また、11月の強風によりまして、柏原海岸一帯に大量のごみが漂着いたしました。このごみ処理に要した経費が、総額で1,425万円で、国庫補助金や国土交通省及び県の負担額を除いても芦屋町として225万7,000円の公費を支出しております。

一方、漁業者には、漂着ごみの影響で漁船エンジンへのトラブルや狩尾岬、西方

岩場に生息するヒジキの種苗の減少、洞山沖海底の土砂やごみの堆積により、す潜り漁ができなかったなどの被害が発生いたしております。そのため昨年10月15日に遠賀漁業協同組合刀根組合長より、遠賀川河川事務所へ漁獲高減少に伴う漁業補償や海底調査及び土砂の除去などを内容とした要望書が提出されました。その後11月17日に組合事務所におきまして、河川事務所副所長と要望書の内容について協議がもたれ、協議の結果、河川事務所としては、この件については芦屋町と連携して進めていきたいとの回答をされ、現在ごみ問題に関し、遠賀川河川事務所、北九州県土整備事務所及び芦屋町の3者で協議する組織を立ち上げるため河川事務所が準備を進めているところであります。

また、柏原の漁場を保全するための取り組みといたしましては、遠賀漁協が事業主体となって23年からの3カ年事業として、水産省の補助事業である環境生態系保全対策事業に取り組む予定でございます。この環境生態系保全対策事業とは、漁業者が中心となって取り組む藻場や干潟の保全活動であり、堆積物の除去や岩盤の清掃、保護区域の設定、種苗の生産投入、食害生物の駆除などを行い、藻場や干潟の維持回復を図る事業でございます。

事業費につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担割合で行い、漁業者への負担は原則ございません。

また、国や県への働きかけにつきましては、遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会や遠賀川改修期成同盟会の会議に町長が出席されまして、ごみ問題についてよく強く要望をされているところでございます。

また、本年11月9日は、福岡県議会農林水産委員会による八幡管内視察が実施されますので、その折に当委員会に対し柏原漁港区域内の漂着ごみと海底に沈下しているごみ対策について要望書を提出することといたしております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 守田 俊次君**

件名、2番目のごみの減量化についてでございますが、お答えいたします。

ごみの減量化のうち重量の多くを占めます水分を含んだ生ごみを減らすこと、これが大きな課題であります。減量化計画の行動計画の中に、水切り、堆肥化に取り組んでいただき、減量化を図ることとしております。町ではコンポスト容器の購入、電動式処理機の購入に対する助成を行ってきております。段ボールコンポストは、手軽に取り組める生ごみ減量の方法として、北海道の住民から始まり多くの地域で取り組まれるようになってきております。

芦屋町の食生活改善推進委員会におきましても、数年前に料理講座等の際、会員の皆さんが段ボールを使用しての堆肥化の講習を受けられたこともあるように聞いております。現在、住民の皆さんが、どの程度実践されているのかは把握しておりませんが、家庭での取り組みでは堆肥づくりの方法などを適切な講習を受けた上で行うことが必要とも言われております。

また、福岡県が進めています遠賀・中間広域連携プロジェクト推進会議の中の資源循環プロジェクト、この中には芦屋町もその一員でございます。このプロジェクトの取り組みで平成23年度から平成25年度まで段ボールコンポストによる堆肥化推進の啓発事業が検討されております。芦屋町におきましても、段ボール箱を使用しての生ごみの堆肥化を推進する方向で検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君  
住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

3点目の子どもの医療費助成についてお答えいたします。

乳幼児医療支給制度の拡大についてですが、乳幼児医療支給制度というのは、県の制度でございます。医療費、乳幼児医療にかかる医療費は、2分の1は県、町が2分の1を負担して運営しております。平成22年4月1日現在、県下の市町村では県と同じ制度、3歳児までは入院、通院とも無料、3歳児以上、就学前までは自己負担があり、所得制限があります。そういう制度です、県では。と行っているのは、14市町村でございます。また、芦屋町は既に拡大を行っておりますが、3歳児以上就学前までについては、入院、通院とも無料、所得制限はありません。と同じ制度をひいているのは11市町あります。また、県以上芦屋町未満の拡大を行っているのは28市町があり、芦屋町以上の拡大を行っているのは6市町でございます。

したがって、県下では、芦屋町の今現在での水準は上位から7番目に当たり、決して低い水準ではございません。ただ、先ほど川上議員が言われたように、近隣、北九州市、中間市、水巻町が芦屋町以上の拡大を行っております。ちなみに北九州市は小学校3年まで、ただし入院のみをしております、自己負担あり。中間市は小学校3年まで、所得制限なし、自己負担あり。水巻町においては、所得制限なし、自己負担なしという拡大を既に行っております。

しかしながら、拡大するにおいては配慮しなければならない点がございます。

まず、1点目に、同じ公費医療、公費医療というのは、乳幼児・ひとり親・障がい者医療を指しますが、これは県の制度ですが、二つ、障がい者医療、ひとり親医療については、県と同様な制度を施行しており、乳幼児医療だけ既に拡大している状況です。

2点目に、水巻、中間、北九州は拡大しておりますが、遠賀町、岡垣町においてはこれ以上の拡大は今のところ検討されておられません。

3点目に、芦屋町の厳しい財政状況を考えると、これ以上の拡大は難しい環境にあると思います。また、もし拡大するならば、対象年齢をどこまで引き上げるのか、所得制限をどうするのか、入院、通院、どこまでを対象にするのか、さらに自己負担についてもどうするのか、など検討課題がいろいろございます。

以上のような中で、財源の問題を考え、さらなる拡大を実施すべきかどうか検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君  
学校教育課長。

○学校教育課長 鶴原 光芳君

4点目、学校耐震化について、現在芦屋中学校の耐震補強工事が進められているが、残る3小学校の耐震工事の計画はいつまで行うかということでございますが、町内の1中学校、3小学校につきましては、平成19年度に現況2次診断というものを行っております。その結果、補強が必要と診断されたのが、今現在行われております芦屋中学校の校舎と体育館、それから、小学校の校舎と体育館、それと芦屋東小学校と山鹿小学校の体育館です。そこで、この校舎、体育館を計画的に耐震化工事を行うということで、今現在の実施計画では、22、23年度で芦屋小学校の

校舎と体育館、23、24年度で東小学校と山鹿小学校の体育館の耐震工事を行うように計画をいたしております。

次に、5点目、学校エアコン設置について、要旨1の熱中症対策をどのように行っているかということでございます。各学校でも今年異常なこの暑さですので、その辺のところについては十分に配慮をしているということなんですけれども、具体的な内容といたしましては、当然のことといたしまして、常に健康観察を行って健康管理に注意を払っているということ。それから、その中で、特に異常を感じたらすぐに教師等に届け出るような指導を行っているということ。それから、直射日光の強いときには、長時間にわたる、特に体育の授業等ですけれども、そういうものについては配慮を行っているということです。

それと、これは小学生が中心になろうかと思いますが、水筒につきましては少し大きめのものを持ってこさせて、お茶とかではなくて、スポーツドリンクですかね、そういうものを入れることについても許可をしているということを知っております。それと、何かグッズで首を冷やすようなものとか、いろいろあるようですが、そういうものを学校に持ってくるということについても許可をやっているということです。

それと、体育授業等の後で、今現在学校の中で冷房設備のある教室等がございます。パソコン教室とか図書室、それから、会議室等ありますけれども、そういうことで少し体温が上がったなというようなその後の授業については、そういう冷房の効いておる教室を有効に活用するというような手法をとっております。それと養護の先生あたりから、各担任あたりに応急措置的なもの、こういうものの指導等も行っているというふうに聞いております。

次に、学校の冷房化ですね、エアコンを設置をどうするんだというご質問でございますけれども、今年の夏、確かに学校へ行ったときの暑さというのは、私どもは、ああこれは本当暑いねということで、冷房室の必要性というものは十分認識をしたところはあります。しかし、今年の暑さがずっとまた続くのかどうか、それもちよっとどうか私どもでは判断しかねるところもございます。それと、実質暑いといっても、当然のことながら夏休み、7月の21日から8月末まででございます。で、前後7月から9月までがそういう期間としましても、学校における期間が、土曜日の土日のければ、20日から30日の間以内というようなこともございます。そういう中で整備するのに、これは多額の経費を要する内容になろうかというふうに思いますので、その辺の費用対効果的にどうなのかなという一つの疑問もございます。

それと、この子どもの時期に、暑さに耐えるといえますか、我慢するといえますか、そういう防衛体力を高めるといえるようなこともひとつ大きな重要なことではないか、意味があるのではないかというふうに考えておりますので、こういうことからして、当面小中学校にエアコンを設置しようという今考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、遠賀川河口堰の環境問題から2回目の質問を行います。

まず、最初に、お手元に資料を置いてあると思いますので、資料の説明をいたします。これは平成22年6月3日、柏原漁港周辺の調査をしたときのビデオを写真化したものです。撮影者は、西日本ダイビング、ここが撮影しております。写真を見ますと、柏原漁港周辺の海底の写真ということで、まずアワビの死骸の殻の写真、

それから、ヘドロによって藻場が枯れてしまってる写真、それと右手のほうに鉄筋とメジャーが写ってると思いますけど、これはヘドロの堆積しているのを鉄筋を刺して深さを測っています。これはちょっと見にくいですけど、一応40センチのヘドロの堆積が確認されるという、そういったところの写真です。

それと、左手の一番下に載ってる海の草、海草ですけど、これは皆さんご存知だとおもいますが、アマモという稲科の植物です。これが洞山の周辺の海底の中に生えています。これはきれいな海に生息して水の浄化の作用を進めるということで、今大変注目されている海草です。これもヘドロに埋まってしまって、こういった形になっているという、そういったところを撮った写真です。

で、まず今年の6月の6日に宮若市のマリンホール宮田というところで、第16回アイラブ遠賀川流域住民交流会イン若宮というのが開かれました。これは主催がNPO法人遠賀川流域住民の会、宮若川づくり交流会、そして、後援が宮若市、国土交通省、遠賀川河川事務所、福岡県、遠賀川水系水質汚濁連絡協議会、遠賀川水系水道事業者連絡協議会、こういったものが中心となって運営しています。この中の活動報告が行われて、それぞれの地域で今の遠賀川流域の自然環境の問題とかが提起しています。

この中で、芦屋の海の異変ということで、西日本ダイビングクラブが、この潜ったビデオ映像を上映して、芦屋の海の異変というのを啓発しました。で、このときに付属して遠賀漁協のほうから漁業者の今の現状という、そういったものも参加者に訴えたです。それでこのとき、ほかのいろんな海と山をつなぐ遠賀川とか、そういった発表会では、皆さん方拍手とか、そういったものもあったんですけど、この西日本ダイビングクラブが行った芦屋の海の異変という上映をやった後は、しいんと静まり返って拍手一つ起こらないという、そういった状況でした。

で、私もこれはなぜかなというふうに思ったのですが、後で聞きますと、この後、交流会、意見交流会を行ったわけなんですけど、そのときに、この会議には国土交通省とか県の職員とか市の職員とか、そういった方々も相当参加されたというんですけど、こういった方々からあの映像を見てまた漁業者の発言とかを聞いて、本当にもうショックだったと、もう自分たちは、こういった遠賀川の河口堰の開門とかそういったものにも当たっているが、ごみの漂着ごみがあるというそういった認識を持ってたんだが、海の中がああいったふうになっていて、海底ごみでこんな被害が出ている、こういった状況は全然知らなかったと、そういった点で大変ショックを受けたということで、そういった職員さんたちもぜひやっぱりこの問題を何とかしなきゃいけないので、国やら県とか、また自治体とか、そういったところにも働きかけながら、こういった方向で解決させるのか、そういったことをやりたいということで、もうこの遠賀川の河口周辺の環境問題ですべてそういった論議が埋め尽くされたという、そういった状況でした。

今やはり、こういったように海の環境異変というのはどこでも起こってきてます。例えば、京都の天橋立では、海の富栄養化によってカキが異常繁殖して、景観や漁業に与えているという、こういったことがテレビでも報道されていました。

また、富山県の入善町の入善漁協では、黒部川の、これは河口にある漁協なんですけど、黒部川の出し平ダムの排砂、これはやっぱりダムにたまった砂を定期的に出していくということを目的につくられたダムですけど、この排砂によって、やはり遠賀川と同じようにヘドロが流出して、ワカメとかヒラメとか、そういった漁に大きな影響を与えているということが大変問題になっていると。今これは裁判でもこ

ういったダムの管理者を相手取って裁判も行われるというような状況です。

こういったように、全国どこでもこういった環境破壊が起こっており、また、そういった問題に自治体に取り組んでいるという状況です。先ほども今課長からの答弁がありましたように、芦屋町でもこういった問題を国や県、またいろんな団体にも提起していったるし、また、町長もいろんなところでこういったことを啓発しているという状況です。そういった点でも、やはりこの問題は町としても取り組んでも、やはりこういったヘドロを除去するとか、また遠賀川の川の流れを変えたりとか、さまざまなことを考えていく点では、本当に一朝では済む問題ではないというように思います。そういった点で、やはり多くの自治体、また流域の自治体も含めて抱き込んで運動にしていかなきゃいけないというふうに思うんですけど。

そういった点では私はそういった町独自の取り組みも必要だと思いますけど、今度の6月議会の中で、岡議員が環境基本条例の制定をということを言ってましたが、私はこういった今の実態を見ても、芦屋町がいち早くこういった環境条例を設定して、そして、いろんな自治体が県や国にアピールしていった、こういった環境破壊をとめていくということをしなきゃいけないというふうに思っています。環境基本条例については、やはり遠賀川のごみの流出や、また芦屋海岸の浸食と堆積、また航空機騒音とか松枯れ対策、さまざまな今芦屋町の抱えている課題を網羅する、そういった運動になっていくと思います。そういった点で、6月議会でも環境基本条例についてはやっぱり検討しなきゃいけないというような答弁もされてましたが、ぜひ一刻も早くこれを具体化していった、制定を急いでいただきたいというふうに思いますが、そういった点でぜひ町長の環境基本条例に対する考え方を、この時点での考え方をお伺いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

最後の環境基本条例に関しましては、今川上議員が言われるように、幅が広うございます。十分いろんな場面場面で協議して慎重につくらなくてはいけないと思っております。

で、言われるように、我々執行部としてもこの環境問題というのは非常に芦屋町にとっては大きな重要な課題であると受け取ってあるわけでございまして、遠賀川の河口に位置する芦屋町にとって、この問題というのは永遠のテーマであるというふうに受けとめております。

で、条例もさることながら、遠賀川改修期成同盟会というのが遠賀川流域、飯塚、直方も含めまして19市町村あるわけでございます。そこで大きな前進がございまして、ようやく首長さん方が、さっき川上議員が言われました、そういうような6月にありました若宮町等のそういうことが、ようやく皆さんにご理解がようやくできてきたということは大きな成果だと思っております。

で、流域サミットも20年と22年にありました。私もほかの首長さんたちから言われました。びっくりしましたと、このごみにはということで、ようやく22年、今年の8月に、事務レベル会議というのが初めて行われました。担当者会議。そこでいろんな問題が論議され、ようやく遠賀川改修期成同盟が毎年陳情するんですが、そこで採択をされております。その中にデポジット制度の法制化についても加えていただきました。ということで、今I LOVE遠賀川の窪山さんですかね、あの方、窪山さんが大きな力を持ってやっていただいております。そういう中

で住民パワーというのがようやく前進してきたかなと、私自身実感しておるわけでございます。今ご指摘の環境、その条例も十分精査して、いろんな形の中で中身の濃いものにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

町長も山鹿出身ですので、小さいころは柏原海岸にも遊び来られたと思いますけど、この写真見てもらったらわかるように、もうその海の中、魚が1匹も写ってないんですよ。昔はやっぱり岩に藻場がいっぱいあって、その周りはベラとかクロイギョとか、そういったのがもううじょうじょおったんですけど、もう今見たら本当に死の海になっているという状況なので、やはりぜひこういったものも考えて、今後とも国・県や周辺自治体、関係団体に協力を広げていただいて、環境の保全に尽力することを求めましてこの質問を終わりたいと思います。

続きまして、ごみの問題ですけど、段ボールコンポストについては、今後芦屋町でも推進していきたいという、そういったふうなご答弁でしたが、このごみの減量化については、町長もたしか議員のときに電気生ごみ処理機に対する補助金をという、そういった一般質問もされたと思いますし、私も議員になりたてのころ、ぜひ補助金をつけてほしいという、そういった質問をしましたが、そういった点では町長の思いが今度の施策に反映してるのかなというふうだと思いますけど、今回生ごみを堆肥化する、減量するというところで、一応芦屋町ごみ減量化計画では85グラムの減量を目指すということで、これが生ごみにすればご飯半分、茶碗半分分という、そういったことが載ってましたけど、大体100グラムの生ごみでどのぐらいになるかといいますと、30センチの大根1本分の皮、バナナの皮2本分、キャベツの葉っぱ3枚分、スイカの皮5センチ、こういったものをすべて段ボールコンポストで堆肥化できるものです。そういった点では、こういったことが普及すれば、85グラムの減量化を果たすということもすぐにでもクリアできるという状況です。

まして、この家庭から出る生ごみについては臭気が大変強くて、ごみ袋に入れても夏場は特に置き場所に困って、もう外のごみ箱に一時的に預けるとか、そういったことをしないと家の中には大変置かれるような状況ではありません。また、燃やさずに段ボールに入れて堆肥化すれば、水分や二酸化炭素などが自然蒸発して、量もふえずににおいもほとんどなく、優良な堆肥として活用することができます。そして、また、こういったことを行うことによって食べ物を大切に作る心という、こういったものも育ってきます。先ほど課長も言われましたように、コンポストの費用は、これは段ボールを含めて1,000円程度です。それで段ボールもこれは家に不要な段ボールなどがあれば、それを利用することができます。そういったふうになれば、ピートモスとかそういったものの器材だけで済むので、500円程度の安価で実施できるという、こういったメリットを持っています。電動生ごみ処理機と違って、やっぱり単価的には安いです。電動生ごみ機自体は大体5万円から7万円するという高価なものですし、また、電気代もかかるということで、その後の費用がかからず環境の保全にすぐれる段ボールコンポスト、こういったものを普及を図ってごみの減量化を大いに進めていくべきではないかというふうに思います。

そういった点では、ごみの減量化を進めるという点では、例えば今度出された芦屋町コミュニティ活動状況調査というのがあります。この中を見ますと、やはり今

広域でやっているごみ処理についてのごみ袋料金、このごみ袋料金については、やはり高いんじゃないかということで引き下げを求める、そういった声もこの中に反映してます。そういった点では、このごみ袋料金の引き下げを求める点においても、まず第1にごみの減量化を飛躍的にしなければいけないということが必要になってきます。そういった点で、住民多数が行い、生ごみの堆肥化でごみの減量化を進める段ボールコンポストの啓発、推進というものを、芦屋町としても今後とも大いにやっていただきたいというふうに思います。

それと1点、水切りの問題も出てましたが、ただこの水切りについては、やはりそれに対するメリット・デメリット、そういったものも言われてます。水切りによって悪水が流れて、またこれが環境を汚染するのではないかという、そういったことも言われてますけど、そういったことについて対策を十分検討されて、今後のごみの減量化をしていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

ごみの減量化につきまして、ご苦労されていることにつきましては、大変ありがたく思っております。

水切りの関係で汚水というんですか、そういったものが逆に新たな環境のほうに影響すると言われることでございますが、芦屋町につきましては、下水道の普及率、それら99%ですか、ほぼ100%に近い数字になっております。それでご家庭で水切りによりまして出ます汚水というんですか、そういったものにつきましては、下水道処理といったところで、十分環境面に影響のないように処理されているものというふうに思っておりますが、また、今後水質汚濁につながらない方法等を考えた上で、ごみ減量化に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

ぜひそういった点も注意を払いながらごみの減量化を進めていただきたいと思えます。

続きまして、子どもの医療費助成の問題についてです。財政的に非常に厳しいと、いろんな問題点もクリアしなけりゃいけない状況があるというようなことを言われてましたが、それでは、例えば通院・入院を3年生まで、また小学校6年生までに広げた場合、この医療費の概算はどのぐらいになるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

小学校1年から小学校3年生まで拡大した場合、総額1,850万円程度の医療費がかかると推計しております。それから、小学校6年生まで、つまり1年から6年生までを拡大した場合、総額3,830万円ほどの医療費がかかると推計しております。

なお、入院費については、それぞれ約3分の1を見ております。したがって、総額から3分の1かければ入院費、3分の2が通院費と推計しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

小学校3年までが入・通院で1,850万円と、小学校6年生までだったら3,800万円を超えるということで、小学校6年までにやるという点では一定の財源が必要になってきますが、小学校の例えば入院のみ行うという、そういったふうな考え方を持てば、例えば小学校1年から3年までであれば、3分の1の620万円で済むという問題もあります。また、小学校6年生までの入院であれば1,800万円、こういったふうな数字になるわけなんですけど、問題は、少しでもよくするという、そういった観点があれば、例えば小学校3年までの入院を助成するというふうになれば650万円で済みます。650万円といえば、そういった点では今の町の財政からしても捻出できない財源ではありません。そういった点では、町長としての政治決断、こういったところが大きな問題になってくるとは思いますけど、今の課長の答弁の中では、基本的には財政が厳しくてできないというような内容でしたが、ただ先ほど出た自立促進計画を見ましても、この自立促進計画の中でも乳幼児の医療費支給制度の拡大という、こういったものが具体的に上げられてます。そういった点では地方自体もそういったところができないという問題でもなくて、やはり財源をつくって行って捻出していけば、当然町としてもやらなければいけない課題だというふうに認識していると思いますので。

それで、福岡県の事例も課長から出ましたけど、例えば町ではみやこ町が行ってますし、また、小学校6年生までですか、荻田町が中学校卒業までということで、荻田町が福岡県内では唯一そういったことをやっているわけなんですけど、ただ、先ほど課長が福岡県の中ではこの多くの自治体が芦屋町よりか低い状況であり、また、同等の水準ですということをおっしゃったけど、全国的に見れば果たしてどうなんだということなんですよね。

で、今の子どもの医療費無料化制度の全国で行われている実態を見ますと、例えば高校生まで入院・通院を無料化しているところというところが、全国の自治体で4自治体あります。中学校3年までの通院の助成制度を行っているところは345自治体です。それから、小学校6年までが197自治体、小学校3年までが123自治体ということで、就学前というのが980ということで、全国1,800市町村ですから、半分が就学前までで、あと半分はそれより上の水準の助成をやってます。入院を見ましても、高校生は4自治体、中学3年までが516自治体、6年生までが393自治体、それから小学校3年までが81自治体ということで、就学前までやっているのが721自治体ということで、これは就学前までが4割で、それ以上が6割という、そういった状況で全国を見れば、乳幼児医療制度、子どもの医療費無料化という点では、芦屋町というのは本当にもう今は一番全国的にレベルが下のほうのレベルだということ、そういった状況なんです。ただ、福岡県とか九州とか、そういったことが県の助成が十分でないということで、こういったことになってますけど。東京あたりでは、中学校を卒業するまで、都で見ると。基本的には、私はこれは国や県が行う制度だと思います。当然今国はそういった制度をつくってないということに大きな問題があると思いますし、また福岡県自体も低い水準の助成しかおこなっていないという、そういったところに問題があるので、当然国や県の拡充を求めることが必要だと思いますけど、そういったことを行っていく上で、地方自治体は率先してそういった運動をつくりながらやっていくことが必要

だと思しますので、そういった点でこの問題について、最終的には先ほど言ったように、町長の政治決断で行える財政規模の云々だっております。私は今の制度だったら中学を卒業するまでしろとは言いません。一步でも二歩でも前に進めていくべきじゃないかと。周りの自治体もそういったことを行っています。芦屋町が財政が厳しいから、それができないというのではなくて、やはり今の芦屋町の置かれている少子化対策の問題、また人口減少の問題、そういったものを含めて芦屋町に多くの方に新たに住んでいただくという、そういった施策をするのであれば、当然子どもの医療費の助成制度を拡大していくことが必要だと思いますが、その点町長に最後にお伺いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

この乳幼児医療費支給制度の拡大のことにつきましては、最初今井議員のほうからのご説明ありました。税金の問題等々過疎対策というのがあったんですが、結局今芦屋町が今後取り組んでいかなくてはならない問題、定住化の問題であります。定住化とは何かというと、やはり子どもを育てやすい環境につくるということが第一でありまして、その中に今議員言われましたように、乳幼児医療費支給制度というのが、私もいろんな若いお母さん方に聞きましたら、このことが非常に興味持たれておるわけでありまして。

かといって、今課長が先ほど答弁いたしました小学校3年までですと1,850万円、これは1,850万円だけで済む問題ではなく、就学前に出してる金もあるわけですね。これを合わせますと約4,000万円、3年生までにするると約4,000万円要ると。6年生にしますと約6,000万円のお金が要るということですので、非常に財政上無視できないことでもあります。で、今いろいろ考えておるのは、過疎債は相当使っていいということでもあります、これ使いますと6年間で切れますので、6年後。で、今はまだ正式には決定してないんですが、基地交付金の中で調整交付金というのがございまして、これは恐らく今、民主党争ってますけど、これ安定しますと前の議会で、国会が開かれれば通るということだったんですが、今回開かれてないということで、これが通るだろうと思います。これが通りますと、これもソフトに使っていいというようなことでもございます。そういうことが決まりましたならば、恒久的なそういう定住化のための財源として使えるのではないかと。で、今あとは組み合わせの問題だと思います。今議員が言われたように全額無料にするのか、じゃあ入院費だけにするのか。その辺の財源等をにらみ合わせて、この辺は芦屋町の定住化政策の一環として、私個人としてはぜひ取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

ぜひ子どもの医療費の助成は推進していただきたいと思っております。

続きまして、学校耐震対策の問題についてです。一応平成24年までにすべて行うという、そういったことになっていきますということですが、学校耐震化促進法が、これは3年間の時限立法であって、11年以降は補助率のかき上げが切れることとなりますが、11年以降の整備について、これは着実に行えるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育課長。

○学校教育課長 鶴原 光芳君

国のその補助制度がどうかということで、県あたりに問い合わせたところ、今22年度で考えております学校の安全安心なまちづくり交付金、この辺のところ、23年度名称で上がってきてないというような要望も上がってきてます。それでただ名称を変えて何らかの措置がされるのではないかというふうに判断しております。で、全国的にも学校の耐震化というのは大きな課題というふうになっておりますので、もうこの11年なら11年、2011年で終わるよというようなことにはならないのではないかというふうに判断しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

この学校耐震化の予算というのは、自公政権のもとでつくられたわけなんですけど、このとき当初は当初予算と補正予算を合わせて2,588億円計上されてたんですけど、今度の民主党政権になって、民主党政権が高校無償化以外の文教予算を抑えるという、そういったことを指示しまして、またさらに事業仕分けによって予算が縮減されました。これによって、学校耐震化の半分以下しか実施できないという、そういった大変な状況が生まれたので、これに対して大きな批判が出て、結局予備費から772億円を出して耐震化に入ったということなんですけど、それにしても当初予算を合わせても、その1,682億円ということだから、900億円近く民主党政権下で削られたという、そういった状況です。

また、さらに、今後補助率のかさ上げが2分の1から3分の2に引き上げたものが、時限措置のためにもものに戻されると、そういったことになる可能性があるんで、先ほど課長も言われてましたけど、なるんではないだろうかというのではなくて、やはり3分の2をかさ上げを継続させるという、そういった声を自治体が政府に上げていかなければ、やはりこれも簡単にならないと思いますので、ぜひそういった国への意見を町として耐震強化というのは一番重要な問題ですので、やっていただきたいと思います。

それとまた、過疎地の自立促進計画の中で、やはりこういった事業計画に上げられてますが、これは当然いかなることがあっても、こういった過疎債を使っても町としてはやるという、そういったことでいいんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

学校の耐震化につきましては、実施計画で検討して、実施計画として先ほど学校教育課長が申し上げたとおり、耐震化を進めていく考えでおります。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

先ほど町の行ったコミュニティ活動調査報告がありますけど、これの中での意見を見ますと、やはり学校耐震化については、学校校舎の耐震化の前に庁舎や公共施設の耐震化を優先したという、こういったことに対して町民が不満の声が上がって

ます。そういった声にこたえるためにも、やはり学校耐震化を迅速に、そして、確実に実行していただきたいというふうに思っていますので、その点はぜひともよろしくお願いいたします。

最後に、学校のエアコン設置の問題についてですが、熱中症の対策については教育委員会としては、そういった児童が出ないように万全を期すということですが、この間学校でも保健室に熱中症で気分が悪くなったりとか、そういったことで保健室に駆け込む生徒があったのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育課長。

○学校教育課長 鶴原 光芳君

症状として熱中症という判断というのは、そういう児童は生徒はいないというふうに聞いております。ただ、昼休みですね、子どもたち結構グラウンド等で走り回っております。そういうところで少し気分が悪いというような児童は数人保健室に入ってきているという話は聞いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

そういった点で、今後もこういった温暖化の中で、厳しい授業が進められるというふうになると思いますけど、やはり熱中症対策の最善策としては、エアコンの設置ということが一番必要だと思います。群馬県の館林の市長は、この今度の熱中症の問題について、学校を視察したが、この猛暑では勉強に集中できる状況じゃない。この暑さは異常事態で、災害と認識しており、さまざまな対策に全町を挙げて取り組みたいとして、クーラーの設置をすべての私立を含む小中学校16校、そして、幼稚園7校に全室に配置するという、そういったことを検討しています。

また、確かに高校の私立や小中学校ではエアコンの設置は行われてますが、公立の小中学校は十分には進んでません。ただし、やはり空港や航空自衛隊基地の周辺では整ってます。空港のある鳥取県境港市では、騒音防止で窓を閉める必要があることから、小中学校にエアコンが完備されてます。やはり航空機騒音に対する補助金を使い、こういった暑さと航空機騒音により劣悪な教育環境をただして、快適な教育環境を生徒に提供することは、これはやはり議会と行政の使命だと思いますが、その点で最後に町長にこの問題についての考えを伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

確かに今年のこの暑さというのはもう異常なものがあったわけでございます。一方、気象庁の発表では120年に一度の異常気象であると。しかし、これが来年もそうなのか、何年続くのかというような大きな問題もあるわけでございます。実質夏休みというものがございまして、恐らく夏休み前10日、終わって10日、20日間、じゃあこの20日間、約20日間のためにクーラーを設置するのが果たしてどうなのかという問題が1点あるわけございまして、じゃあそれをつけることによって維持費の問題というものがあるわけございまして。私とすれば、もしこのような状態が来年も続くというようなことがあれば、全教室というのではなく、ある特定の学校の二、三教室、特別教室とかそういうところにそういうようなクーラー

設置等は可能ではないかと思うわけでありますが、これを全教室にというのは、ちょっと無理なことではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

以上で川上議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。なお、13時15分から行います。お疲れさまです。

午前11時41分休憩

午後1時14分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に6番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

6番、岡夏子。一般質問を行います。大きな項目で2点、お尋ねいたします。まず最初の基金運用について。

芦屋町は2008年の4月と7月に、その当時約43億円ありました基金の中から、6億円の有価証券、外国為替債を購入していらっしゃいますが、その内容と購入を決定するまでの庁舎内の協議を含む過程などをお尋ねいたします。

2、この債券は30年償還（早期償還条件付）ではありますが、今後28年間、6億円が塩漬けになる可能性があります。その価値を考えれば、確実かつ有利な基金運用には当たらず、今後の町の財政運営に大きな障害を来すものと憂慮しております。

また、地方財政法第8条には、自治体の財産は常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効果的に運用しなければならないとしております。30年後に誰が責任を取るのか、町長にお尋ねいたします。

3、有価証券購入に際して販売先の説明不足や、庁舎内での協議の問題点などを調査し、その結果を町民に公表するなど、責任の所在も含めた検討を行うよう町長に求めますが、ご見解をお尋ねいたします。

次に、大きな問題2点目として、職員の福利厚生についてお尋ねします。

職員の福利厚生事業に関して、町の行財政改革2005年から2009年度までの集中改革プランに上がっておりました。これまでの見直し内容をまずお尋ねいたします。

次に、この改革は2010年度からにおいても引き続き行う予定になっておりますが、その改革の内容では事業全般の見直しになっております。しかし、家族の慶弔費は町の交際費からも支出されており、また公表については町と職員の負担割合や総額が示されているだけであります。

「住民の理解を得られるような事業」この括弧は今回の改革に関する行政のほうがつくった文言であります。住民の理解を得られるような事業にするために、どのような手法で見なされるのか、お尋ねいたします。

最後に、特に退職者に対する10万円の旅行クーポン券については、3年前神戸市の住民訴訟の最高裁で違法の判決が出ましたが、それでも今後もクーポン券の贈

呈は続けられるのか、お尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

**○議長 横尾 武志君**

執行部の答弁を求めます。会計管理者。

**○会計管理者 入江 真二君**

それでは、1番目の債券購入に関して、債券の内容及び購入を決定するまでの庁舎内の協議を含む過程などをご説明させていただきます。

まず、この債券購入に際しましては、平成17年4月にペイオフ全面解禁によって、元本1,000万円とその利息を超える部分については、預金保護の措置がなくなりました。このため、ペイオフ対策の一環として平成20年4月と平成20年7月に、国際復興開発銀行が発行体となる3億円の債券を2種類、総額6億円の債券を購入しています。償還期間は最長で30年となっていますが、どちらも早期自動償還条項がついており、償還時には元本100%が保証されたものでございます。

最初に購入いたしました債券は、豪ドル・円為替連動利付債と申しまして、購入後1年目に3%の利息が固定されております。その1年目以後の利息については、基準日における豪ドル・円の為替が85円を超えた金額に対して1%の利息がつくようになっております。その利息の累計が5%以上となった場合に、償還期限前の元金の3億円と利息が自動的に償還される内容となっております。

次に購入いたしました債券は米ドル・円為替連動利付債で、これも購入後1年目に3%の利息が固定されております。以後の利息については、基準日における米ドル・円の為替が103.05円を超えた金額に対して1%の利息がつき、その利息の累計が6%以上となった場合には償還期限前に元金3億円と利息が自動的に償還される内容となっております。どちらも債券も元金100%の6億円が償還されるものとなっております。

次に、債券購入決定までの庁舎内の協議等の経過についてご説明いたします。

まず、債券購入に関しましては、平成17年4月のペイオフ全面解禁への対策として検討を行い、芦屋町債券運用指針に基づいて検討を行い、基金の運用計画等について財政課と協議を行っております。さらに、副町長と協議を行い、町長の決裁後に購入を決定しております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

岡議員の、2項目めの質問に対してお答えさせていただきます。

質問は多岐にわたっておりますが、長いんですが、単的な質問は仕組み債の購入について30年後にだれが責任をとるのかという問いでございます。

この債券の仕組みにつきましては、先ほど会計管理者が述べたとおりで、元本保証付のものであり、かつ信用できるものであると認識しております。また、現段階で1,800万円の利息を得ておるわけではありますが、このような元本保証のある債券による基金運用につきましては、地方自治法及び地方財政法上違法性はないと総務省の見解も出ております。さらに、課長の答弁のあるように、この債券はペイオフ対策として芦屋町の債券運用指針に基づいて協議されており、購入をしております。

議員の質問のこの30年後にだれが責任をとるのかという問いなんですが、何の

責任を問われておるのか、その趣旨が全くわかりません。

それから、3点目の責任の所在も含めた検討を行うよう町長に求めるということでございますが、この責任の所在などの検討というお尋ねなんです、本債券につきましては地方自治法の規定により基金運用について監査に提出し、審査に付し19年度決算であります20年の12月、そして20年度決算は21年の9月に議会で審査されております。そしてまた決算書にも記載され公にされておるわけであり

ます。  
なお、本債券が現時点で有利な利息を生じていない現状及び、本債券購入に至る庁舎内協議の状況にかんがみ、当該仕組み債などを含めた債券などの購入のあり方については、より慎重にかつ庁内協議過程のあり方など判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

それでは、2点目の職員の福利厚生についてです。

このお答えをする前に、まず職員の福利厚生につきましては、地方公務員法第42条に地方公共団体は職員の保険、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないと規定されておりました、地方公共団体に対する義務づけ規定でございます。

芦屋町におきましては、芦屋町職員の福利厚生制度に関する条例というものを制定し、他の多くの自治体同様職員厚生会、名称は職員互助会とかいろいろ名称があるんだと思いますが、芦屋の場合は職員厚生会というものを設置して、本来芦屋町として実施しなければならない各種事業を職員厚生会がかかわって行っているということを申し上げておきます。

そこで、1点目の集中改革プランでの見直し内容でございますが、平成17年度に職員厚生会が行う事業のうち、会員または家族の慶弔等の額に関する大幅な見直しを行うとともに、町の負担金、町からいただいております負担金、それから会員が納めております負担金のそれぞれの率を1000分の5から1000分の2.5と半減し、平成18年度から適用しております、この半減した結果、町の負担金としては730万円減額することができております。こういう負担金、それから会員の負担金、これを半減しました結果、これは平成20年度決算の数値でございますが、会員1人当たりの公費の支出額は芦屋町は1万188円であります。

では、郡内3町の状況はどうかと申しますと、町の名前は申し上げませんが、2万543円、3万3,241円、2万9,975円というふうになっております。また、政令市を除く県内市町村64団体のうち、確かに公費負担を全くしてないゼロという団体が5団体ございます。ございますが、これを除いた残りの59団体の平均は、2万2,929円でありまして、芦屋町の1万188円という水準は県平均の半分以下の状況でございます。

それから2点目、どのような手法で見直すのかということですが、先ほども申し上げましたとおり、慶弔金等や負担金率の見直しなど、集中改革プランにて取り組んでまいりました。一方で、レクリエーション事業など職員の親睦、元気回復に関する取り組みについては、予算の縮小等はあるものの、旧対依然として同様なことが繰り返されており、年々参加者も減少している傾向があります。そこで、事業の

見直しや以前実施した慶弔金等の見直し結果の検証などについて、職員厚生会の評議委員会で検討し、経費を含めた事業全般の見直しを行うようにしております。

それから、なお議員さんの表現の中に、公表については町と職員の負担割合や総額が示されているだけであるとのこと指摘でございますが、これは毎年行っております職員の給与・定員の状況の公表に合わせ、負担割合や総額のほか、22年3月公表分から主な事業内容を追加して公表しております。また、今後は区市町村支援課が県内の状況を取りまとめております。県内市町村の福利厚生事業の状況についてという、この集計結果にリンクできるようにするなど、広く情報を得られるような工夫をしていきたいと考えております。

最後に、10万円の旅行クーポン券の件についてでございますが、このことも含めまして、2点目でお答えしたとおり事業全般の見直しの中に含め検討してまいります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

2回目の質問を行います。まず、この基金運用の仕組み債、まあ仕組み債という言葉が初めて出てきたんですが、いろんな仕組みが中に施されているということから、一般的に仕組み債といわれているんですが、この問題に関しましては、本日私の参考資料としてお手元に配付していただいております、最初のページはこれは町の財産、町の財産に関する調書より抜粋ということで、この基金に関してのみですね、現金の残高、そして右側は先ほどから問題に私がしている債券の問題、そして2枚目がですね、これは私が昨年6月議会の委員会の折に、ちょうどこの裏手にあります新聞報道の、一番最後にあります新聞報道の右上のほうにありますこの2009年6月11日の外為仕組み債という記事が目にとまり、その中に芦屋町も6億円購入していたと。

記事を見ることで、先ほど町長から議員さんに、皆さんこれは公表していますよと、そして監査もこれは通過しておりますという説明でございましたが、確かにそうです。しかし、しかしこのことについてこういう記事が出るまでは、はっきり言って私はそのようなものを芦屋町が買っているということは存じ上げませんでしたし、それから確認して、当然それを書いてあることは確認いたしました。これは、先ほどの町長の答弁からして、あくまでも議員さんが見てようが見ていまいが公表されていますよと。しかし、この問題がこの一連の裏に、新聞記事に上げているようにいろんなところで問題になることで、私も本当にこれはそのとき買ったときに法的な違法性はないとおっしゃるんだけど、私ども議員の責任としても、今後憂慮すべき問題が、当然これは大きな問題として芦屋町の財政運営に対して影響が出てくるであろうことを重んじて、考えてきょういろんな問題点を指摘したいと思っています。

まず、私もこの内容については、私個人が大体投資というものを一切しておりませんので、うちも3年前夫が定年退職しました。そして、公務員ですからそれなりの退職金をいただいて、ちょうど町が購入され、この仕組み債を購入した時期が平成20年の4月と7月でしたから、ちょうど私どもの方も定期預金をさせていただきました。そのときに3年もので0.8%でした。それが、先ほどの説明にもありますように、この仕組み債の一番最初は合計6億円という金額をベースにして考え

ると、3%というのはすごく魅力があると思います。3年物にしてわずか0.8%ですから、そしてこれは当然20年度中に購入した分ですから、21年度中に1,800万円利息としてもう入っていて処理されています。

しかし、課長が説明されたように、2年目からはこれが基準価格よりも円高の状態であれば、金利はゼロですよ。そして少なくとも2年目の分は金利ゼロだろうと思います。そして、30年という期間のこの長さの、いわゆる将来に対するこの6億円の価値というものが、幾ら元本が保証される、これは当然そうだろうと思います。

しかし、30年という長き先の6億円の価値というものがどうなのか。これは、例えばインフレになったりすれば、当然価値は下がります。いろんな専門家の方が、これに絡めていうことではないんでしょうけれども、当然10年、20年、30年という過去のパターンからすると、3分の1から4分の1になる可能性もある。そうじゃない場合もあるかもしれません。

しかし、私が憂慮しているのは、この金利が仮に設定されたオーストラリアドルはここにも私資料に入っている、真ん中のほうに入っていると思いますけれども、3%はもうこれ固定ですから、先取りでいただいている。しかし、これはあくでも最終的にはこの3%、あるいはこのアメリカドルでも一緒ですが、これを含む上限が5%、例えば豪ドルが5%、そしてアメリカドルは6%、ですから単純に計算すれば豪ドルはあと2%、そして米ドルはあと3%残っているわけですね。そうなったときは、自動的にもう解消されるというふうに私認識しているんですが、そうした場合に本当に、例えば今まで、これ後で聞きますが、普通に6億円の現金を定期なり、1年とかそういうふうにするなりして、余力があればそれを2年にしたり3年にしたり少しでも有利に使おうというのが、大体基金の運用の鉄則だろうと思いますが、そういうのに換算しても、この利息全体を見たときにはかなり低いローリターンそのくせ最高30年まで塩漬けされる可能性からして、ハイリスク・ローリターンって言われている、そのことも最近いろんなところで言われているんですけども、こういう新聞記事が出たりした中で、当然芦屋町もその中で新聞によって一般の人も知ることになり、私も責任の一たんを担っている議員としても、こんな内容のものかということに、今さらながら愕然とはしますが、そういう意味で30年後の責任ということを申し上げました。

文章的には舌足らずな分があったので、理解が難しかったかもしれませんが、そういうことでは一つ基本的なことをお尋ねします。先ほど来、言っています過去、今現在でも基金というのはどんどん減っていっていますね。今朝ほどもいろいろ今井議員については収入も減ってきているから、どんどん芦屋の町の実態に合わせたものにしていかなきゃならない中で取捨選択をしなければならない。一方では、川上議員はそういう中であってもやはり住民に対するサービス、あるいはそういういろんな課題に対して、政治的にでも判断して政策を求めていらっしゃいましたけれども、私はそういう財政の運営のあり方、あるいは財政の管理のあり方できょうはこの部分を質問しております。

それで、この基金に関しての運用は、単純に先ほど申し上げました芦屋の場合は普通貯金と定期以外に、その今回の6億円以外に例えば国債だとか、外国債だとか、そういうものが過去にあったんでしょうか。この、私が資料として差し上げています一番最初のところにいろんな基金がありますよね。これはあくまでも現金ですから、全くそのままというふうには返してないんですが、当然受け取り収入の利息の

収入が決算に上がってきますが、この運用の残り、30数億円の基金の運用はどのようにされていらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

それでは、過去に債券等を購入したかということでお答えいたします。

まず、最初の回答にも申しましたが、17年からの全面解禁、ペイオフの全面解禁、そのペイオフに関しては一部、14年の4月から一部解禁ということで、14年以前に芦屋庁舎内でもそのペイオフ対策ということで協議等を行っております。その際に、芦屋の歳計現金、それとか基金の運用に関して、すべて銀行に預ける場合にはペイオフ対策としても問題があるかというようなことで、基金管理及び運用基準並びに債券運用指針というものを策定しております。

それで、それに伴いまして平成14年の3月に国債を5年もの、これが10億、平成14年6月に地方債、これ5年もので5億、平成14年8月に政府保証債、これは4年間で5億という、比較的元本保証が確実な債券3種類、合計20億を購入しております。

それと、現在6億円の運用益の1,800万の使い道やったですか。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

当然銀行預金のほかには国債、地方債、そして政府関係の債券を購入されて、合計が20億あると。これに関しては、私どももこういう決算書を毎年いただくんですけども、本当に完全に全部掌握しているかということでは反省するところもありますが、この左側の私の参考資料の基金の現金の部分のところにそれは当たるといことなんですかね。

債券でありながら、それがここに記載されていないということは、ちょっとわかりにくいんですけども、どうしてそういう購入内容がここに記されていないのか、ちょっとご説明願います。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

それでは、決算書の表示の方法についてご説明いたします。

これ議員さんの示されている資料にもありますように、4基金（現金）っていうふうに書いてございます。その次の右のページに、4基金（債券）というふうに表示しておりますので、あくまで現金の部分と債券の部分とを別々に表示しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

先ほどから申し上げますように、その国債とか地方債の名目が表示されていないのはどうしてでしょうかということをお尋ねしているんですが。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

失礼しました。名称は4基金（債券）のところの備考欄でございます。早期償還条件付豪ドル・円為替連動債、これが正式な名称でございます。米ドルについても円建て累積クーポン型早期償還条項付米ドル・円為替レート連動付債、これが正式な名称となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

もうちょっとですね、3回目も同じ質問をするとあれですから。そのことはわかっているんです。ここに明示してあるから、私はそれ以外でいわゆる債券購入はこういうものがありますかということをお尋ねしたときに、国債とか地方債とか政府間関係の債券を購入、合計で20億していますと、その内訳が、内訳といいますか、備考欄にないからそのことを申し上げましたが、もう結構です。これで時間をとるわけにいかないのです。

それで、とにかく私がこの記事を目にして、このことの問題を自分なりに整理しながら、例えば今回の決算書の中にも債券がどういうふうに動いているかということ備考欄に書いてございますので、それを見ればわかるんですが、まずこの基金の運用に関しては当然有効に使って、いわゆる确实、そしてなおかつ有利に基金を運用しなければならない、その利息はその基金のもとに積み立てる場合もあれば、先ほど来いろんな施策にちょっと出そうかということで、いろいろそれは使いまえばあるかと思いますが、まずこういう性質のものに、一番こういう報道でもされてある。

これは、何でこういう記事が出たかということ、国会で大久保議員が総務大臣にこういう、この左側の記事に全国の24の自治体の購入状況が示されていると思いますが、これも新聞社なり大久保議員なりが調査されて載せてあると思うんですけども、こういうような実態の中で、総務省に対して一国の主の判断で、30年間塩漬けになる可能性もあるのを購入していいものか。それは、当然法的に先ほど来、自治法でも違法性はないということを確認されているということをおっしゃいましたが、ただ本当に実際問題として考えたときに、まず最低、私どもも4年間しか特別職、議員に関しては4年間しか保障されていません。そして、こういうふうな状況的に今、特に厳しい状況であることはさることながら、これが本当に30年間塩漬けになる可能性はゼロじゃないわけですね。

そうなったときに、ここにいらっしゃる職員さん、私どもも含めてこのことをそのまましておいて、30年後の町民の財産に、あるいはそれまでの間の財産として、本当に責任ある行動ができるかといったら、はっきり言ってできないんですよ。

ですから、それをとにかくこういう問題が出てきた。だから、先ほど町長がおっしゃった今後債券に関しては慎重にという言葉が、ちょっと私は不思議の思えたんですが、最初の答弁では何の違法性もない、自分たちがやったことは別に悪ことではないというふうに聞こえたんですが、それでもやはりこれに関して慎重にという言葉がちょっと、何を持って慎重にしなければならないのか、そのところを町長にお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほどの問いの3ですね、本債券の有利な利息、現状及び債券購入に至る、かんがみ当該仕組み債の含めた債券の購入のあり方については、より慎重に庁内協議過程のあり方など判断し、これは慎重に庁内のいわゆる協議過程と申しますのは、確かにこれはペイオフ対策、先ほどから会計管理者が言うておりますように、ペイオフ対策ということで、時の収入役が起案いたしましてできたそうでございます。

で、今これをこの仕組み債を起案しました会計管理者ここにおりませんが、このような今まで議員が言われるように、大体基金運用というのは定期だとか、国債だとか、そういうふうに限られておったんですが、こういうような特殊な部分についてはもっと慎重に内部の協議を行うべきではないかという意味で答弁したわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

もっと慎重にというのは、先ほど来私がほかの国債に関しての期間が5年というふうに聞きました。そうしますと、今回のこの2年前に購入した仕組み債は最長30年ですね。ですから、基金運用指針というのがあれば、後でまた確認しますが、それには債券の期限というものが明記されているのでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

芦屋町の債券運用指針には期限については明記はございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

そうしましたら、先ほどのこれまでと違ってこういう特殊なというふうにおっしゃいました。ちょっと言葉じりをとらえて申し訳ないんですが、町長、よってもっと慎重にという、慎重にしなければならないこの仕組み債の特殊性は何なのでしょう、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今議員まさに言われたように、言葉じりとられてお話すまされると非常に困るんですけど、初めてのいわゆる特殊という、初めて結局の試みというのはまた言葉じりとられるかわかりませんが、初めて取り組んだ基金運用のあり方という言葉にさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

例えば今、IT化の時代、IT政府、IT自治体というふうになっています。私も、その責任ある立場の一人として、全部町の職員さんあるいは決裁される町長さ

んを非難しているわけではありません。やはり、決算を通して私どももそのことの問題点がわからなかったという責任は痛感した上で申し上げますが、この仕組み債に関しては結構いろんな自治体のところの調査をしていますと、2002年、2003年、そこら辺から購入しているところがあるんですね。

特に、ここの新聞記事の左側のこの表、24自治体、もちろんここには芦屋町も入っているから枠で囲んでいますが、この一番上が神戸市、これ金額的に並べてあるんだと思います。一番大きい金額を、神戸市ですから相当大きい都市ですけども、その下にこれ朝来市と読むんですが、兵庫県朝来市がまさに2年前からこの問題が議会のほうから出されて、そして議会で基金運用調査特別委員会ができました。そしてその中で専門家、当然こういうのは法律的な問題、あるいはこういう証券に詳しい専門家の方も入れて調査が行われて、調査をしたところでこれは相当問題があるということで、この本年度の4月からは調査特別委員会がまた名称を変えて、基金運用問題調査特別委員会に改名されて、また協議が続けられております。これ後ほど機会があったら調べてみてください。

そして、それがそこはこの金額に対して、ここはもう特に5割近い金額がいわゆるそれに投入されていましてものですから、そういう今解約してもここに金額が書いてあると思います。そういう代物だったということが、後でちょっと大変だということ、もし今解約するとしたら、この評価額のこの金額よりもっといろんな手数料、解約金とかそういうのもあるそうですので、これにまだプラスされると思いますが、朝来市の場合はこれは1年前ですから、この今現在アメリカドルが84円を前後していると思いますが、1年前ですから、多分90円前後だったのではないかなと思うんですけど、この時点でこれだけの金額ですから、もう相当ですね、これ1年前の査定です。相当な金額になります。

そして、ここには芦屋町も多分担当の方、今は会計課長は多分そのときはいらっしやらないでしょうから、これ芦屋町に関しては非公表になっているんですね。それをどうして非公表にされたんですかということを知りたいとは思いますが、計算ができなかったのか、あるいは公表するのがいやだったのか、そこら辺はわかりません。芦屋町は、公表されておられません。

その朝来市に関しては、やはりこれは議会のチェック能力のところの問題でもあります。議会がその問題を提示したことで、一応首長さんにも特別委員会から答申が出まして、そして市自らそのことを調査するように、そういう勧告みたいなのが出されました。意見書がですね。それによって、じゃあ市はどういうふうにしたのかということの内容があるんですが、このことはちょっと後から出てくれば時間があれば申し上げますが、いずれにしてもそこにはここも顧問弁護士もいますけれども、弁護士やらいろいろ調査をしてもらって、市ではなかなかそのことが、客観的に調査ができにくいということで、法律家とか何人かをお願いして調査をしたところで、その調査報告書も出ておりましたが、これは自らやはり首長として、このハイリスクの現状、まだこの中身が私が要と説明し切れていない部分で、ぴんとこられてないかもしれません。また、この問題については次に取り上げますが、とにかく事の重大性をどのように認識されていらっしゃるか。

今現在の評価額について、もし課長が計算をされていらっしゃるのであれば、金額はいかほどになるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君  
会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

まず、議員さんがお示しになっている資料の芦屋町が非公表になっている件でございます。これは、本来有価証券というのは上場してあれば、そのときの時価というのが公表されているわけです。ですが、今回購入しているこの仕組み債に関しては、どちらの仕組み債も上場していませんので、実際には時価というようなあらし方というのはございません。

で、この非上場債券の場合に関しては、原則として日本証券業界が公表する店頭販売参考統計値、もしくは証券会社、銀行が提示する気配値というものを参考にして時価を評価するというようなことになっておりますので、もともと途中で売るといような投機目的で買っていませんので、持ち続ける予定でございますので、この時点で評価額の目減り分というのは多分その当時把握できてなかったというふうに思っております。

それで、今申します証券会社、銀行が提示します気配値に関してお答え申します。これ7月末の金額でございますが、米ドル――すみません。先に豪ドルのほうから。

○議員 6番 岡 夏子君

どっち。

○会計管理者 入江 真二君

豪ドルのほうからですね。7月末の時価というのが81.21%、これ金額にしますと約5,637万円の評価損、5,637万円。米ドルに関しては7月末で71%、8,700万円の評価損ということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

どこかの銀行の発表したそれですとそういうふうになっているということで、時価、この新聞にも書いてありますが、時価額が出せないから逆に転売もできないというリスクも背負っている。そして、金利が本当にアメリカドルでいえば103.05円以上のいわゆる円安にならなければ、1円も利息は入らない。それがずっと持ち続けなければならないという、この現状を普通の人を聞いたら、行政マンじゃなくてもそんなことは、まあ仮にうちの財産を預けるといってもとてもじゃない今このご時世ですね、政治不安、世界恐慌、そういう中で本当に今私たちは生活するのに困っている、芦屋だって当然そうだと思います。

その6億円が30年間、あるいは10年間であっても先ほど来から午前中財政シミュレーションの話が出ていますが、私もその中でいろいろ聞いてて、厳しい財政状況の中でも10年後、あるいは10年間は10億円は基金を保持していきます。あるいは基金を10億円は残していきますという説明をずっと聞いてきています。

その中の6億円は塩漬け状態になる可能性だってあります。そういうことを考えたときに、私があえてきょうここに資料として出したそれぞれの基金から、あっちこっちつまんで6億円にして、そして昨年度はその中からまさに競艇事業振興基金、当初1億3,000万円ぼんと仕組み債で購入されたのが、もう去年には財政調整基金のほうに振りかえられてる、あるいは退職基金ですかね、いわゆる退職者というのはもうはっきりしていますから、それに対して3年、4年くらい前からですかね、3年くらい前からですかね、退職債という起債を起すことができた。それによって、今持っているそのとき持っていた退職基金は何かほかのほうに有利に使う

と、そのために政府のほうで発行しているその地方債のそれを借りることで、何とかその退職金残高の貯金を回していこうと。それが、この2億円、今塩漬けになっているような状態の仕組み債に充てられています。

それで、これは総務課長にお尋ねしたいんですが、この中の資料の中で左のほうにあります現金化できる退職基金、これが5,000——ごめんなさい。基金の退職金の残高ですね。5,800万円の残高がいわゆる21年度末の現金残高としてあります。それで、3月議会に出ましたこの退職基金の取り崩し額の当初予算額が6,900万円で上がってきているんですよね。これは当然3月で決算しても5月の出納閉鎖を経て、こういう金額が確定して私たちが今これを見ることですが、ただこの右側にあります債券としての職員退職基金は2億円、これは現金化されませんので、目的別基金というのはまさにどこからでも、パイが例えば40億あるからどこからでも持ってくればいいというものじゃないと思いますが、当初予算で6,900万の予算額が上がっているんですが、現金は5,800万しかありません。こういう会計処理は、多分役所は年内に処理すればいいんだらうということで出されるのか、それともそういう現金は1,000万ちょっと足りない状態で、取り崩し額6,900万円って上がっていることに対しては、どのようにご説明されるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

職員退職基金、債券を含めまして総額2億5,800万、そのうち債券が2億ありますので、即現時点で換金はできません。したがって、現金ベースで5,800万しかないのに今年度の退職手当債を借り入れた残りの不足財源を基金から6,970万取り崩しますという予算確かに計上しております。

ただ、これは監査意見書の基金運用状況の審査意見書にもありまし、このお手元の資料にもありますが、いわゆる切りかえが可能なんです。退職基金のうちの2億を、この仕組み債の購入に債券として載っておりますけども、ほかの基金への振りかえが可能であります。

したがって、そこに千数百万足りない、あるいは2,000万円足りないということであれば、そういう運用をして6,970万円を確保するというのは可能でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

そのことを含めて後からでもできますということでしょうが、本来なら私はいわゆる仕組み債がやっぱりこのような問題があるということであれば、何らかもっと協議を当然進めていただいて、状況も見ながらどういうふうにするのかということも、自らいろいろ検証していただきたいというのはありますが、今おっしゃった課長の分では、例えば5,800万しかない、だけれども6,900万円やけ1,000万足らなだけではなくて、これは毎年毎年もう、その退職する人数にもよりますが、ここ数年来ずっと金額が大きいということであれば、例えば右側に書いてあるように、この退職基金の2億円のうちの1億円を振りかえしていわゆる現金化すると、そういうことは本来ならしてから、事務処理上だけの問題でいえば、してから

本当は予算化するのではないかというふうに、財政処理上の問題として指摘をしておきます。

いずれにしても、これこのまま本当に米ドルに関して既に20円近く差がありますよね。この20円の差が何年かかるのかわかりませんが、とにかくこの目的基金というのが、すぐにそういうのが使える状態というのを良好な状態と私は言うのではないかということで、違法性はなくても不適切ではないか、そういう将来に対しての不安要素が多分にあるこの基金運用に関して指摘をしているところでありませぬ。

最終的に、この財政調整基金、この財政調整基金はいわゆるこの名のとおり、いろんな財政情報でとりあえず先に出しておこう、そしていろいろなものが入ってきたり、調整がきくということで、唯一自由裁量みたいところで使えるのは、この財政調整基金ではないかと思いますが、どんどんどんどんこれにこの6億円が入ってくるということでは、この財政難の折に、これはもう申し上げておきますが、数年後にそういう状態に陥ってくるのではないかと危惧しております。

あと6分ですので、最後の――失礼しました。その前に、最終的な基金運用に関する調査を先ほど来申し上げているように、朝来市に関するいはほかのところでも情報は幾らでもあります。そして、おくれせながらではございますが、やはりこういうのを購入するときに、インターネットでいろんな匿名ではありますけど、こういうのを買おうとしているんですがどうですかとかいうような、いろんなそういうので、何というんですかね、質問のやりとりはあります。

とにかく、自治体にはそういう投資に関してはプロはほとんどいないに等しい中で慎重さに欠けたということはお指摘して、その上で今後また大きな問題になってくるであろう、この仕組み債のあるいは基金の運用に関しては自ら本気になって対処を考えていただきたいということで、この問題は終わります。

そして、福利厚生です。課長のほうでは私が最後のほうに申し上げました神戸市のこの住民訴訟の最高裁で違法、この部分はあえて通告書に出しておりましたから、それなりにご確認をいただいた上でのご答弁だろうと思っております。それで、これは本当に10万円そのもののクーポン券だけを言うんではなくて、上のほうにも出してあります交際費にも慶弔費、職員への慶弔費がある。そして、共済制度においても重複している分があるかと思いますが、一つだけ課長にちょっとお尋ねしたいのは、福利厚生は地方公務員法42条で厚生制度になっていますね、そしてその次の43条は共済制度となっていますね、これの違いを単的に教えてください。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

福利厚生制度は職員の元気回復とか、その他厚生の関係の事業、職員が常に精神的にも肉体的にも健康な状態で勤務に専念できるように、地方公共団体にはその元気回復等々の計画を樹立し、これを実施しなければならないというのが、地方公務員法の趣旨であろうと思っております。

それから、ご質問の共済制度、これはいわゆる民間企業でいうところの厚生年金制度、それから健康保険制度、こういったものが中心でありまして、また公務上の災害に対する補償、こういったものもございませぬ。これが共済制度ということであろうと。今、さっきちょっと議員ご指摘の共済制度とこの厚生会での制度がダブっておる部分があるじゃないかというご指摘ですが、確かにございませぬ。これは、

家屋を全壊、全焼した場合には何十万とかいうような見舞金を出すというのは厚生会の規定にございました。

ところが、これは市町村共済組合の中にもそういった制度がございまして、これは確かに重複しておるということで、21年の4月1日からこの災害見舞金の制度については厚生会の規定から外しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

共済制度として、公務員法第43条に職員の病気・負傷・出産・休業・災害・退職・障害もしくは死亡、またはその扶養者の病気、負傷、出産、これの中で職員の病気の見舞い、あるいは死亡に関しても、ここら辺もダブっておりませんか。ちょっと項目だけで言ったときに。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

共済組合からの支給というのは確かにございます。

例えば家族の、最悪亡くなった場合には埋葬料というような格好で、何十万というお金は確かに出ております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

あと1分です。とにかくそういうことも含めて、なおかつ交際費でも払われるということでは、ここがやっぱり市民感覚あるいは市民の理解を得られにくい二重、三重にも、やっぱり職員さんのほうにこういうのが出されている、そうではなくてもっと本当にこれを精査することも含めて、今のこの職員の置かれた状況の中で、先ほどおっしゃいましたように、例えばレクリエーションにしてみたら、本当に時代の流れからしてそういうのに参加されにくい、そのことはよくわかりますし、それ以上にこれだけ高度な情報社会の中であって、ましては定数管理とか、この不況の中での町の運営に関する作業をする中では、いろんなストレスとかプレッシャーとかいうのを受けながら、これ民間企業でもそうです。うつ状態の方というのが本当に潜在的にも数百万人以上——ごめんなさい。数千万人いるかもしれないというぐらい、そういう閉塞感の漂う社会ですので、そこら辺の本当に福利厚生、元気回復とは何かということ、やはりいろんな角度から精査して来年度から行われる具体的な改革項目の検討にしていきたいと思えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、岡議員一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ここでしばらく休憩いたします。再開は14時25分から行います。

午後2時15分休憩

午後 2 時 24 分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、9 番、松上議員の一般質問を許します。松上議員。

○議員 9 番 松上 宏幸君

9 番、松上でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

2 点ほど質問いたします。1 点目は児童の虐待についてでございます。

厚生労働省が発表した統計によりますと、全国 205 カ所の児童相談所が 09 年度に児童虐待として対応したケースは 4 万 4,210 件と、前年度よりも 1,546 件ふえて、過去最多になったと、このように報じております。また、全国の児童相談所で児童相談の恐れがあるとして、保護者らに改善指導中に突然転居し、行方がわからなくなった児童が 05 年度以降で 97 人いると言われております。昨年だけでも 39 名が不明になっております。

児童虐待防止法では、児童虐待が疑われる場合は保護者以外でも児童相談所への通報義務が課せられています。ところが、日々のニュースでも痛ましい事例が報告されており、08 年度に虐待死が疑われる事案は 64 件、67 人もありました。1 件でもあってはならないのに、こんなに多くの子どもたちが亡くなっているのです。死亡に至らなかった虐待まで含めるとさらに人数はふえるでしょう。

さらに、ケース内のゼロ歳児が 59% を占めています。死亡したケースのうち、児童相談所がかかわったのはわずか 11% にすぎなかったと言われておるんです。直近でも大阪のワンルームマンションで育児が嫌になり、2 人を育児放棄して殺してしまったという事件や、母親が息子を殺した等々、痛ましい事件が発生しています。

かつては、大家族や地域のつながりの中で子どもが育ちました。しかし、核家族が進んで人と人のつながりが分断され、近所つき合いもほとんどないことが珍しくない現実が、このように多くの虐待死を防止できない背景にあると、このように指摘をされております。どうしたら、このような痛ましい事件が二度と起こらないようにすることができるのか、こうした認識に立って以下の点について質問いたします。

まず 1 点目は、芦屋町における児童虐待や育児放棄など現実的にあったとか、あるいはそういう情報が、事例が寄せられたという点。2 点目が、もし児童虐待を察知したとか情報が提供された場合の対応や、対策はどのようにされたのか。3 点目に、二度と大阪のような痛ましい事件を起こさないためにも、行政としてどのように対応すればよいとお考えか、お伺いいたします。

次に、2 点目の高齢者の不明拡大について質問いたします。

東京都足立区で 111 歳になるはずの男性が白骨死体で見つかった事件をきっかけに、全国自治体が 100 歳以上を対象に調査したところ、所在不明者が続出という驚くべき実態が明らかになっております。

かつては、100 以上というだけで珍しかったのが、今では 4 万人を超えると言われており、20 年後には 27 万になるとみられております。今のうちに所在確認をできる体制をつくっておかないと、大変なことにならないかと危惧をされております。あの人どこに住んでいるのか、生きているのか、亡くなっているのかという個人情報が載った住民基本台帳や、戸籍がいずれも本人や家族からの申請による内容の信頼性が担保されている。

現在、不明者の広がりには性善説に基づいた従来の申請主義だけでは確認が難しくなった現状を物語っていると言われております。日ごとに件数がふえる高齢者の所在不明問題、背景には長寿社会の被害も浮かぶが、高齢者福祉を担う行政の役割はどうあるべきなのかも問われております。そうした観点に立って、次の点について質問いたします。

まず1点目につきましては、芦屋町の100歳以上の高齢者の実態は把握されておりますか。2点目、高齢者の見守り支援体制は確立をされておりますか。

以上、2点について質問をし、1回目の質問を終わります。

**○議長 横尾 武志君**

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

**○福祉課長 藤崎 隆好君**

まず、1点目の児童虐待についてお答えいたします。

まず、芦屋町における児童虐待の事例についてお尋ねですけれども、個別の事例について今ここでご報告するというのは問題があるということ、21年度中に起きました事例の件数についてご報告いたします。

児童虐待における通報の件数は、21年度中に7件の通報がっております。そのうち調査の結果、事実とは異なるものが2件ございましたので、実質的には5件の虐待の通報がっております。しかし、これらの通報については一般の住民の方から直接役場に通報があったというのではございませんで、民生委員の方であったりあるいは学校、福祉事務所などからの連絡に基づいて、こちらのほうが調査した結果によるものです。

内訳になりますと、児童虐待について分類しますと、先ほどからあっておりますとおり、死亡事故のつながるようなものについては、身体的虐待というふうなことになるかと思えます。それ以外に性的虐待、心理的虐待、あるいは育児放棄と呼ばれるネグレクトと一般に呼ばれているものでございます。21年度に通報がありましたこの5件については、すべてネグレクト、育児放棄によるものとなっております。

次に、児童虐待の情報提供を受けた場合の対応についてですけれども、以前は県の機関であります児童相談所がすべて対応をしておりました。しかし、対応件数の増加に伴いまして、法改正が行われ、平成17年度からは市町村も児童虐待の通報窓口となっております。軽微な事例については市町村で対応し、重篤な事例については児童相談所が対応するよう役割分担が図られております。

このため、市町村に虐待の通報があった場合、通報の内容にもよりますが、まず第一に通報内容の事実確認を行うとともに、児童の安全確認を行います。その際に、児童の身体、生命に危険を感じるような重篤な事例であると判断した場合は、すぐさま児童相談所のほうに通報し、場合によっては一時保護などの措置をとるというようなこととなります。

調査をした結果、緊急性はないものの将来的には重篤事例になる可能性があるというふうに判断した場合は、要保護児童対策協議会のケース会議を開催し、その児童にかかわる関係者がそれぞれ持っている情報を持ち寄りまして検討会を開催し、児童相談所とともにその後の対策にあたるようにしております。

また、重篤な事例になる可能性の薄いケースについては、関係者、児童相談所と協議した中で市町村で対応し、場合によってはその後も継続的に見守りを行っていくこととなります。

なお、先ほど申しました要保護児童対策協議会につきましては、法改正に伴い平成18年度に町に設置しました協議会で、学校、保育所、福祉事務所、児童相談所、警察署などなどのメンバーをもって構成しております。

それまでは、それぞれの児童虐待の案件に関しまして、個別に対応していたものを協議会全体の問題としてとらえて、各自が持っている情報を一元化した中で、対応策を協議するというような形を取っております。

次に、行政としての今後の対応ということになりますが、まず児童虐待の問題を困難にしていることの一つに、虐待を行っている親が自分はしつけをしていると思っているということが挙げられます。しつけと虐待の線引きというのは非常に難しく、自分が親から受けてきたものがベースになっておりますので、一般的にはこれは虐待であろうと思われるケースも、本人にとっては虐待と思っていないという場合が多くあるようです。

また、欧米では子どもは社会で育てるものという考え方が近年定着してきております。しかし、まだ日本ではまだまだ子どもは親が育てるものというふうな認識が高うございますので、外部からの干渉を嫌うという傾向がございます。

これらのことが事態を困難にしている一因と考えられるわけですが、大阪のような重篤なケースでは児童相談所での対応ということになるかと思いますが、市町村で行うべき対策としては、虐待の防止、早期発見というところが市町村の主な役割ということになります。既に現在、住民課の健康づくり係などにおいて実施しております新生児に対する訪問指導の際や、乳幼児健診などの際に早期発見をしていただき、連絡を受けるという体制はとっております。

また、未然防止策として、今年度開設しました子育て支援センターにおいて、育児についての正しい知識を身につけていただくための育児教室、あるいは子育てに悩む親に対する支援として育児相談などを実施しております。このような事業を通じまして、虐待の未然防止、早期発見に努めていきたいというふうに思っております。

ただ、児童虐待というのは家庭内で行われているということになりますので、行政だけで把握するということが大変困難なことになっております。虐待の早期発見には、近隣住民の皆さんや親族の方などからの通報が必要になるかと思っております。このため、虐待の疑いがある場合は、市町村まで情報提供していただけるよう、広報などを通じて啓発を行っていく必要があるかと思っております。

次に、高齢者の不明拡大についてでございます。

まず最初に、芦屋町の100歳以上の高齢者の状況につきましてお答えいたします。

芦屋町には現在100歳以上の高齢者が11名おられます。うち8名が特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所されておまして、1名が病院のほうに入院されておられます。残り2名の方については自宅のほうで生活されておられますが、ショートステイなどのサービスを定期的に介護保険施設のほうで利用されておられますので、それらの施設のほうで利用を確認しておまして、芦屋町において100歳上の方で所在不明の高齢者はいないというような状況になっております。

なお、芦屋町では100歳の祝い金というのを給付しております。広報などでも毎回掲載しておりますとおり、お祝い金を給付する際は町長みずからご自宅に向いて、お祝い状とともにお祝い金をお渡ししておりますので、少なくともその際にはご本人とお会いしておるわけですが、今回のような報道を受けまして、改めてそ

れぞれの方について確認しましたところ、先ほどの申しましたような状況になっているということでございます。

次に、高齢者の見守り支援体制についてお答えいたします。

高齢者の見守りにつきましては、多くおられる高齢者の中でも特に必要となってくるのが、単身の高齢者ということになるかと思いますが、この単身の高齢者の方の見守りにつきましては、現在民生委員の方が中心になって見守りをいただいております。民生委員の皆さんには毎年高齢者に関する情報を提供いたしまして、それをもとにそれぞれの高齢者の方の状況によって、定期的に訪問するなどの見守りをいただいております。

また、単身世帯に限らず、民生委員さん独自で把握されている情報をもとに、見守りが必要な高齢者世帯ですね、高齢者夫婦世帯などについても同様の取り組みをいただいております。ただし、報道などにもありますとおり、訪問を拒否される世帯などもありまして、民生委員さんだけの取り組みでもなかなか難しいということもあろうかとは思っています。

また、芦屋町では高齢者に対する配食サービス事業を行っております。これはボランティア団体であります八朔の会のご協力をいただき、調理を行うことが困難になった高齢者世帯に対して、週3回お弁当を配達するというものですが、この配達には高齢者の方の安否確認もという目的もございます。本人に直接手渡していただいて、安否を確認しておるということもやっております。

また、高齢になって何らかの介護が必要になるというケースがあろうかと思えます。この場合は、介護保険でホームヘルプサービスやデイサービスを利用するということになる方もいると思いますが、その際にはこれらの事業所のホームヘルパーなりが安否を確認しているということになります。また、町以外の事業としまして、社会福祉協議会において実施しております。愛のネットワーク事業というのがありますこれは、高齢者を自治区の皆さんで見守ろうというのですが、現在6つの自治区におきましてこの見守り事業が行われております。

また、同様に各地区の老人クラブにおきましても、愛の一声運動などの見守り活動も行われております。これらのさまざまな事業により、高齢者の見守りが行われているわけですが、これで十分というわけではないだろうと思えます。やはり最後は地域の皆さんとともに、高齢者の皆さんを日々見守っていただくことが一番だろうかと思えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

では、2回目の質問に入らせていただきます。

虐待についても、高齢者についても大変手厚い事業が行われていると、このように承りました。その中で7件、実質的は5件の虐待があったということですが、その5件の虐待の理由といたしますか、なぜそうなったのかと、そういう分析はされていますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

虐待が起こった理由につきましては、大きく分けて2つのケースがあります。1

つは、母親であるケースが多いわけですがけれども、うつなどの精神疾患によって子どもを十分にみることができない状態になっているケース。これが近年多く見られます。ですから、一般的に児童虐待というもので、子どもに危険が生じるというケース、そこまではいかないんですけれども、子どもの面倒が十分見切れていないというケースがかなり多いようにあります。

また、もう一つのケースとしては先ほど申しましたように、保護者の認識によりまして、自分が受けてきた環境といいますか、によりまして、そこまで手厚く面倒は見なくていいというような認識の親がおられます。こういうケースは自分もそこまで十分見てもらってないから、これぐらいが普通だろうというところでおられるケース、大きく分けましてこの2つの要因が多いようです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

次に、こうした虐待といいますかね、こういうのがやっぱり起こらないようにするのが、やはりこれからの仕事だと思います。だから、そうした事実は事実で受けとめながら、その事実はどうしてそういうことが起こったのかということ、まず考える必要があると思います。

そうした具体的な対策の中で、今ほど広報等で通報のほう知らせているということでもございましたけれども、全国の児童相談所の共通電話番号というのがありますよね。これは0570064の000と、こういう非常に長い番号があるわけですが、特に今先ほど見られましたように、母やら身内じゃなくてもそういういじめといいますか、虐待を察知した場合には通報するよというそういう義務が課せられておるわけですね。

そこら辺の通報義務について、芦屋町として皆さんがどこまで周知しているのか、そういう周知徹底をされているのか、あるいはもしされてなければ先ほど広報と言われましたけども、もう少し何らかの形で徹底するような方法は考えておられますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

現在住民の皆さんがどの程度その件についてご存じかというのは把握しておりません。そのため、今後あらゆるPR手段を通じまして、周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

その点については、ぜひ徹底をお願いしたいと思います。

次に、子どもを虐待しなければならない、保護者がそこまで追い込まれていると、虐待に至る原因を探り一つ一つ解決していかならないと、そういうふうな考えもあるわけですが、その対策として5つほど今から申し上げますが、まず1つ目は望まない妊娠に対する相談の強化、それから2つ目に妊婦検診や乳幼児検診の徹底と、その未受診者への訪問、3点目に保護者のメンタルヘルスの対応、4点目に育

児能力の強化、5点目に攻撃性や衝動性を制御するためのカウンセリング等、こういう5つの点についてやらなければならないと、そういう問題指摘がされております。

確かに、非常に大変難しい問題だと思いますけれども、予算の関係や職員の対応など厳しいものがあると思いますけれども、今申し上げました5つの項目については日常業務の中で工夫を凝らせばできるのでないかと、このように私は判断をするわけではありますが、児童虐待を事前に防止し、幼い尊い命を守るためにもぜひとも行政として最大の対応をお願いしたいと、このように思いますがいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長、どうぞ。

○福祉課長 藤崎 隆好君

ただいま申されましたようなことについて、先ほどお答えしましたけれども、検診、乳幼児検診あるいは乳児の全戸訪問などは住民課の健康づくり係のほうで実施していただいております。その際に、疑いのある方について、疑いのあるケースについては福祉課のほうに連絡していただくような体制はとっております。

また、メンタルヘルスなどにつきましては、先ほど言いましたように子育て支援センターの事業の中で展開しているところです。それだけで十分カバーできているということにはなっていないだろうとは思いますが、これらの事業を実施していることをPRしていく中で、利用の促進を図ることによって虐待防止に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

米国の専門家の間でも児童虐待は貧困家庭に起きやすいと、このように言われております。日本でも経済的困窮と、その関係を裏づける調査結果が出ていますが、児童虐待は親が悪いと単純な見方でなくて、保護者、特に若年に保護者に精神的、経済的余裕のある生活環境を整えるには、やっぱり行政や地域のサポーター、これがどうしても必要だとこのように言われております。

先ほども地域と協働してということではありますが、やはり行政がリードしてそういう対応をしていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうかね。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

当然、これの対策というのは、行政が中心になって行っていくということになるかと思っております。ただし、先ほど申しましたように年々ケースというのはふえていっております。そのため、対応後のそれぞれのケースの見守りというのは地域の皆さん、特に現在は民生委員さんなどが中心になって見守りを行っているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

大阪の事件では、児童相談所に3回通報があつて、5回自宅を訪問しているわけ

です。しかし、応答がなくて連絡先を書いた不在票を置いたまま帰ってしまったと。そのときはまだ扉の向こう側では2人の子どもが衰弱していたんです。だから、救えた命ではなかったのかというような指摘もされております。07年度には児童相談所運営指針が改正され、虐待を疑われる通告には48時間以内に目視による確認をなさいと。このように、義務づけられておるわけでありますが、どうも形式的な訪問にとどまっているケースが多いと、このように指摘もされております。これは児童相談所の問題かもしれませんが、これを他山の石として町行政事務においても真剣に職務に専念されていると思っておりますが、こと命にかかわる問題に対しては、特に真剣に取り組んでいただきたいと、このように思いますがいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

大阪の事例につきましては、ケースとしては危険な重篤な事例ということで、やはり市町村というよりも児童相談所の対応ということで、その対応がどうだったのかというようなご指摘もあります。

ただ、市町村の行わなければならない対応として、最初の状況確認ということがありますので、同じようなケースがあるということも想定はできます。なかなか1回訪問しただけで、状況がわからないというようなケースも実際にはあろうかと思っております。

その場合には、近隣の隣近所の住民の方に確認するということができればいいだろうと思うんですけども、場合によってはなかなかそうすることによって、また仮に誤った情報であれば、逆にご本人に迷惑がかかるというようなこともありまして、なかなか説明の仕方自体が難しいというようなこともあるようです。

ただ、そうは申しましても危険因子が潜んでいるということであれば、その辺は十分な情報収集などを行っていく必要があったんだろうと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

確かに、この問題はプライバシーの関係もありますので、なかなか立ち入った取り組みが難しいということはよく言われておるわけでありますが、ただ親子関係を修復するのがそういう児童虐待対策の最終的な目標と、このように言われておるわけで、困難なケースでも修復に執着する余地踏み込みが甘くなってないかと、こういう指摘もあるわけです。

したがって、制度だけでなく現場の職員の力量を高め、生きた活動を促す研究や取り組みがもっと必要だと、このようにも指摘されております。芦屋町役場ではそういう児童虐待に対する職員に対する指導、教育、ここら辺についてはどのようなになっていますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

現在、この児童虐待についてはベテランの職員で今対応しているわけですけども、現在児童相談所であったり、県のほうで行われております研修等に参加して、その能力の向上に努めているところであります。

ただ、こういう難しい事例といいますか。なかなか若い職員でこれが対応できるかというとなかなか難しい面もあろうかと思えます。今後、職員の平均年齢も全体的に下がってきているような状況の中で、この辺を克服していかなければならない状況であろうということはあるかとは思いますが、これも経験を積んでこなしていくと、ケースをこなすことによって技量を挙げていくということをしなければ、なかなか難しいのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

この件の質問については最後になります。最後に町長にお伺いしたいと思しますので、よろしくお願いします。

育児が嫌になったと、子どもなんかいなればいいと思うようになったと、2児を部屋に置き去りにして、大阪の母親はそういうふう供述をしているそうであります。貧困や孤立と並んで、親の未成熟が虐待の一要因に挙げられています。かつては未成熟な親をバックアップする親族や地域社会が存在しましたが、それらが希薄化されている今、里親やファミリーホームなど整備し、未成熟な親にかわって虐待される子どもを育てられる場を充実させることが必要だと、このように指摘をされておりますが、社会全体で子どもを育てるという観点から、町長としての考え方を伺いしたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

非常に今の世の中を反映した大事なご質問をされておるわけですが、本当にあの大阪のあの事件というのは、我々の中では考えられないような事件があったわけですが、今ずっと松上議員の質問をお聞きしておる中で、やはり近所が余りにも無関心、このことが私は大きな要因ではないかと思っておるわけがあります。この大阪の事件でも、恐らく近所の方がもう少しこの子見ないねと、最近見ないねというようなそういう関心があれば、恐らくそういうとはなかったと思うんです。今現在、手前味噌になりますが、芦屋町いつも口すっぱくして私願しておるんですが、自治区加入率が非常に低うございます。

それで、区長さん方をお願いして、何と未加入者に自治区に入っていて、結局コミュニケーションをとる、そうすればそういうような今松上議員がらのお話ございましたような、子どもに対しまして関心を持つ、我が子はもちろんなんですが、隣近所の子どもに対しても関心を持つのではないかと思っております。

最近、通学指導の方、たくさんいらっしゃいます。ボランティアの方で。非常に頭が下がる思いなんです。最近通学指導をしていただいている方とお話したら、すべてその子の顔と名前ご存じなんです。毎日お会いするから。

だから、芦屋町も今いろんな形の中で母親の悩み、子育てとの悩みということで、精神的な悩みが解決、相談ができるような形という中でボランティアセンター等々、子育て支援センターつくらせていただいております。それから、ボランティアセンターそういうふうないろんな形の中、これやったら自分もお手伝いできるよというような形の中で、ボランティアセンターもつくらせていただいております。

やはり、町を構成するのは区であります。区のコミュニケーションというのは一

番いろいろな形の中で、松上議員、後で後段にありますお年寄りの、高齢者の問題でもそうでありまして、やはりこのことが一番大きな解決策ではないかと思っております。今後も自治区の区長さん方に対しましては、いろいろな形の中でお願いをしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

どうもありがとうございました。次は、2点目に入ります。

今ほど説明を受けまして、芦屋町における不明者はいないとのこと。また、100歳についてもちゃんと対面をして確認していると。そして見守り体制も確立されておると。こういう話を聞きまして、大変ありがたいなど、このように思っております。

ただし、これからは急速に高齢化が進む中で、よりきめ細かな対応が求められております。行政機関において福祉サービスを決めていた措置のころは、市町村の福祉事務所がそれぞれ高齢者宅を訪問して健康状態や暮らしぶりを調べ、援助台帳をつくっていました。しかし、介護保険制度では、高齢者が事業者と契約して福祉サービスを受けるのであって、行政の直接的な関与が大きく後退をしたと言われております。この点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

ご指摘のとおり現在、高齢者の介護につきましては介護保険制度のもとで行っておりますので、契約に基づいてそれぞれの高齢者の方が自分の望んだサービスをそれぞれの事業所と契約を交わすことによって、サービスを受けるというような状況になっておりますので、そのサービスを受けないということになれば、行政のほうでその辺を把握できない、しにくいというような状況があることは事実であろうかと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

芦屋みたいな小さな役場ではないと思っておりますけども、所在不明を区役所に連絡したところ、役所内で情報が伝わらなかった例があると、このように言われております。それは、住民基本台帳は総務省、戸籍は法務省、年金は厚生労働省というような縦割りの中で、この弊害が自治体の中にも情報伝達に影響していると、このように言われておりますが、先ほど言いましたように芦屋町の役場内ではこうしたトラブルは何もないですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

庁舎の移転の関係で、機構改革に伴いまして高齢者担当のほうに役場の本庁のほうに戻ってきております。私も、それ以降の担当ということなので、それ以前の状況はちょっとわからないんですけれども、現在ではそれぞれお互い連携した中で、

仮に状況がわからないというようなケースがあれば、住民課あたりに行ってすぐに確認するというような体制はありますので、十分連携はできているというふうに認識しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

次に、独居の高齢者や認知症になった夫婦だけで暮らしている世帯も珍しくなくなったと、このように言われております。特に、高齢者の安否の確認を含めた権利擁護や年金の搾取や悪質商法被害などにも遭わないためにも、また災害時の所在確認のためにも行政として高齢者を見守る体制を飛躍的に拡大すべきだと、このような指摘もされておりますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

現在、先ほど申しましたとおり、民生委員さんのほうで現場レベルで、見守りをしているという状況なんですけども、これをシステム的に町のほうで一括管理するというようなことも、今後検討していく必要はあろうかと思えます。

現在のところは、1万6,000人くらいの人口規模の町ですので、そこまで経費をかけてといいますか、投資をした中でそういうシステムをつくり上げていくかどうか、費用対効果の部分で今、検討は行っているところですけども、将来的にはそういったことも視野に入れて考えないといけないというふうには思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

独居の高齢者でなくて、家族で住んでいるので安心だと思われた人が、最近ではむしろ住所が不明になっていると、そういう人があらわれていますね。また、年金を不正受給していた男性は、父親の介護で仕事をやめ、父の年金で父親と2人暮らしをしていたと。父親が死んだら年金が入ってこない、仕事もない、それでそのままにして年金を受給していたと。親戚も相手にしてくれない、近所の人知らない、話したこともないし相談することもできなかつたと。仕方なくそうするしかなかったと。この前のNHKの放送でこのように本人が述べておりました。

まだ行政とか地域が支え合い、声かけ合っていればと悔やまれますと、この解説者も述べておりました。芦屋町では、区によっては民生委員が配置されてないところもあるようですが、早急に配置し、見守りを強化する必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

おっしゃるとおり、現在民生委員が配置されてない地区が2地区ございます。その地区については、現在それぞれの地区でできる方を探しているところではあるん

ですけれども、近年の報道で民生委員の方の役割の重さといいますか、その辺が伝わっていることもありますように、なかなか手といいますか、なっただけの方も少なくなってきました。そうは申しましても、現在民生委員の皆さんにある意味頼っているような状況もありますので、なるべく早急に決定していかないといけないというふうな認識を持っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

一つの区については、もう去年から設置してくれという要望もかなり区のほうからも出ておったようでもありますので、これはもう何としてもこういう時代ですから、早急に設置、配置していただくようお願いしておきたいと思っております。

これまた最後になりますが、町長に一つお願いします。今回の高齢者不明問題は、長寿社会の進行で、親も子も高齢になって家族のつながりが薄れたり、都会を中心に地域のきずなが弱まっている現実が改めて浮き彫りになったと指摘をされております。児童虐待と同じで、まずは家族や地域で安否や所在など情報を共有し、心配なときは声をかけ合えるような、支え合いのある社会を構築する必要があります。地域共同体を行政だけではなく、社会全体で支える理念として、人が人を支え合い役に立ちあう概念として、昔近所の人たちが数件集まって家族ぐるみで助け合いをしながら田植えをしていたと、こういう事実を伺いました。その結の精神の復興が必要だと、このように指摘をされております。その精神でお年寄りを地域で支え、住民が助け合う場を意識的に育てなければなりません。その旗振り役として自治体の活動は不可欠であると専門家も指摘をしております。

最後に町長の考え方をお伺いして、私の質問を終わりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど申し上げたとおりでございまして、やはり自治区が基本となるわけでございます。一たん先日防災訓練行わせていただきました。これは、ある意味でそのような自治区のいわゆる加入促進をしていただきたいという意味もあったわけでありまして。町民の安全安心、やはり町民の自治区の皆さん方がその区の独居老人、お年寄りのご夫婦をいかに安全な場所に避難させるか、そのことによって自治区はやはりお互い助け合っていかなければいけないんだなということに気がついていただきたいという意味も合ったわけでございます。松上議員の言われるとおりであります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

どうもありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、松上議員の一般質問が終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ここでしばらく休憩いたします。再開は25分に行います。3時25分に行います。

午後3時13分休憩

午後3時24分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

次に、1番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

1番、益田美恵子。一般質問をさせていただきます。

初めに、改正育児・介護休業法についてお尋ねいたします。

ここ数年、育児・介護休業法の改正など、男性の育児参加を拡大していくための対策が進められてきましたが、旧態依然の古い常識が色濃く残っており、まだまだ不十分だといわれております。

そこで、1、対象となる事業所また常勤・非常勤・パート等の雇用形態の違いによる制度内容の区別があるのか、お尋ねいたします。2、芦屋町に関係ある事業所における男性の育児参加状況（男女別育児休業取得率等）についてお尋ねいたします。3、育児休業取得を理由に解雇された等のトラブルを解消するために、紛争解決の援助と調停制度が創設されたと聞いていますが、その内容について。4、改正された内容には、行政などの勧告に従わない場合、企業名を公表することができるかと聞いていますが、地方行政が勧告及び公表することができるのかどうか。5、介護休業法の改正内容について。6、介護休業制度の男女別取得率についてお尋ねいたします。

大きな2点目といたしまして、一度お聞きしたことがあります、テレビの地上デジタル放送についてお尋ねいたします。

1、完全移行まで1年を切りましたが、町内で受信できない場所等があるのか。もしあるのであれば、受信できない世帯数はどのくらいあるのか。2、地デジチューナーが無償支給される対象世帯数について。3、自治体として個別相談窓口が設置されているのかについて。4、アナログテレビが一斉に廃品となることが予測され、不法投棄等が懸念されておりますが、廃品となったテレビの不法投棄防止策や円滑なりサイクル回収の推進が必要だと思っておりますが、ご見解をお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 占部 義和君

それでは1点目、改正育児・介護休業法についての中の①として対象となる事業所、それから雇用形態の違いによる内容の区分があるのかということですが、育児・介護休業法の対象となる事業者は、いわゆる労働基準法に規定をしております労働者を雇用している事業所でございます。労働者は申し出るにより育児・介護休業制度を利用できますが、日々雇用の労働者は対象から外されております。これはまた、いわゆる一般企業向けでございます、地方公務員の育児休業等に関する法律におきましては、非常勤職員、臨時職員は対象となっております。

2点目の男性の育児参加状況についてでございますが、これは町に関係のある事業所ということにつきましては、町の組織内の事業所ということでお答えします。

病院とか競艇場、保育所等、本庁以外の出先機関を含めてということになりますが、過去男性で育児休業を取得した職員は1人でございます。でございますので、率としての算定はしておりませんが、とにかく1人と。それから、女性ではほぼ100%が取得しておるという状況でございます。

それから、3点目の紛争解決、それから調停制度、これらについてでございますが、これは民間の事業所等々に対する措置が創設されたわけでございますが、法の実効性を確保するために、育児休業の取得等に伴う苦情、労使間の紛争などについて、当事者からの求めに応じて都道府県労働局長が紛争解決のための必要な助言、指導または勧告をすることができるという規定、また都道府県労働局長はこれらの紛争について、当事者から調停の申請があった場合において、必要があると認めるときは両立支援調停会議なるものがございまして、そこに調停を行わせるものとするということが規定されております。

それから、4点目の企業名の公表に関係でございますが、企業名の公表制度は労働大臣の勧告に従わなかった場合に、公表することができるとしてございまして、これは国の権限に属する事項であります。地方公共団体にはその権限はございません。したがって、地方行政は勧告や公表はできないものでございます。

それから、5点目の介護休業法の改正内容についてでございますが、改正前には確かに介護休業制度というものがございまして、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回の介護休業、これは期間は通算して93日間までということになっておりますが、これができるというものでございました。

改正後も当然この制度が残っているわけですが、今回の改正によりまして、新たに介護休暇というものが創設されました。介護休暇の内容につきましては、要介護状態にある対象家族を介護するために労働者が申し出ることにより、要介護状態の対象家族が1人であれば年間に5日、2人以上であれば10日間の介護休暇を取得することができるというものでございます。

それから、6点目の介護休業制度の男女別取得率ということで、これ他の企業等々はもちろん調査しておりませんから把握しておりませんが、役場の職員に限ってということでお答えします。

過去の制度といたしまして、平成3年度から平成7年度までは家族介護欠勤制度というものがございました。この間に、町の職員で女性職員が3人、それぞれ配偶者であるとか、子であるとか、親を看護するために取得しております。

また、この制度が平成8年度から介護休暇制度に移行しまして、このときには女性職員が1人配偶者の介護のために取得しておりますが、それ以降取得の事例はございません。したがって、男性には事例がないということでございます。

それから、大きな2点目の地上デジタル放送についてでございます。町内で受信できない場所があるのか、もしあるとすれば世帯数ほどのくらいあるのかということですが、町として調査したわけではありませんので、数字としては把握しておりません。ただ、芦屋町は山間部のような状況ではなく、どちらかといえば平坦地でございますので、受信不能地域はないものと思われれます。自然環境的な要件からいくとないというふうに思っております。

で、芦屋町で受信できますテレビ局、NHK、RKB、TNC、KBC、TVQ、この5社がございまして、この5社が発表しております地上デジタル放送エリアの目安というものを公表しております。これでは、5社とも芦屋町全域受信可能の判

断が示されております。

したがいまして、現時点で受信できないというそういう相談・問い合わせはあっておりません。ただ、アナログ放送で受信できなかった地域、これは自然環境ということではなくて、人為的などといいますか、そういう要件で一部アナログ放送が各戸別受信機では受信できないという地域は確かに芦屋町でございます。代表的なものとしたしまして、鑄鍛鋼社宅の障害を受ける正門町の一部、それから城山の影響による山鹿雁木の一部、これは竹並芦屋線の道路改良工事に伴って、集団して移転していただいた地域の方でございますが、その一部、それから江川台の旧雇用促進住宅の影響によりまして、江川台の一部地域でございますが、受信できないという地域がございました。これらの地域につきましては、すべて協調アンテナを立てることによって対応されてきておりました。

このうち正門町につきましては、ここは受信組合といいますか、組合が組織されておまして、この地デジ化に伴ってどう対応していこうかというのが話し合われております。電波も強くなったし、現時点で既に地デジのテレビに買い換えたり、チューナーを取りつけることによって完璧に見えるという家庭も結構な数おられるようです。

したがいまして、原則的に各個人が戸別受信へ切りかえるという方針がなされております。ただ、本当にそれでいいのか、本当に受信障害地域がないのかというのを確認するため、現在調査を依頼されておるということでございます。

それから山鹿の雁木地区につきましては、すべて戸別受信機へ切り換え、それから江川台につきましては、その原因をつくっております財団法人雇用振興協会九州支社に確認しましたところ、もし依然として受信障害が残る場合には順次対応していきますということがございました。

2点目の地デジチューナーが無償支給される対象世帯数でございますが、ご存じのとおり総務省の地デジチューナー支援センターというところが無償支給する対象世帯は、3つの要件にそれぞれあります。

1つ目が生活保護などの法的補助を受けている世帯、2点目が障がい者がおられる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けておられる世帯、3点目としまして社会福祉事業施設に入所されていて、みずからテレビを持ち込んでおられる世帯で、この3つの条件でなおかつNHKの受信料が全額免除されている世帯となっております。こういう世帯に対して無償支給される制度がございまして、世帯数の関係ですけれども、このうち生活保護世帯数は、これは福祉課で調査していただきまして、芦屋町に378世帯あるということでございますが、2点目の障がい者、3点目の社会福祉事業施設、これらの世帯数については把握しておりません。

また、これら対象世帯への周知でございますが、NHKとしましては受信料全額免除しておるわけですから、当然その対象世帯はわかっております。これらの世帯に対してこうこうこうなりますよというお知らせと、ご希望であれば無償支給しますよという申込書が送付されております。なおかつ生活保護世帯につきましては、県の福祉事務所から全世帯に案内通知が届けられておるということでございます。

また、社会福祉施設に関しましては、まつかぜ荘に問い合わせいたしましたところ、制度の概要等の通知文書が届いておまして、間近になりましたら未申請の対象者へ再度周知するというところでございました。

3点目、自治体としての個別相談窓口でございますが、本庁におきましては相談を完結させる個別相談窓口としては設置しておりません。しかしながら、住民から

の問い合わせ等につきましては、総務課の庶務係で対応しておるという状況でございます。その相談内容にもよりますが、簡単な内容であればお答えしておりますが、役場で答えの出せない案件につきましては、総務省の福岡県テレビ受信者支援センターや、同じく総務省の地デジコールセンター、こういったところを紹介しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

環境住宅課でございます。2番目のテレビの地上デジタル放送についての中の4番目、アナログテレビが一斉に廃品になることが予想され、不法投棄等が懸念されている。廃品となったテレビの不法投棄防止策や円滑なりサイクル回収の推進が必要だと思うがというご質問でございますが、お答えいたします。

地上デジタル放送化に伴い、通称地デジでございますが、テレビの買い換えによる不法投棄の増加につきましては、担当課といたしましても懸念しているところでございます。地デジのPRは、盛んに行われておりますが、あわせてテレビの買い換え等での廃棄処分の方法についての啓発は余り目にすることがございません。このことは平成10年に公布されました特定家庭用機器再商品化法、通称家電リサイクル法でございますが、それによりまして規定されているためと思われま。

芦屋町では、家電リサイクル法適用品目の廃棄処分の方法につきましては、各ご家庭用に家庭ごみ分別ガイドブックを配布して啓発をしております。

また、ホームページの中でごみと環境の欄の中にも掲載し、啓発をしております。防止策につきましては、従来から行っております美化巡視員による重点箇所の巡視の強化、あわせてまして広報あしや、町ホームページで掲載されます地デジ推進関係PRの掲載にあわせてまして、廃棄処分方法の掲載などを行うなど関係課との連携をとりながら、不法投棄増加防止のための啓発を行いたいというふうに考えております。

また、福岡県の関係機関でございます清掃協議会などからも、地デジ化によるテレビの不法投棄の増加に対する防止対策の要望が国になされている状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それでは、1項目ずつやらさせていただきます。

先ほど育児休業法について課長のほうから答弁がありましたが、非常勤、パート等にはそういった制度がないということなのですが、事業所これは公共的なものがないだけであって、先ほど言われたのは民間の事業所においてもそれは適用されていないということよろしいんですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

これは、改正育児・介護休業法については、確かに改正されておりました、民間企業に対する規制というか改正、それと当然労働基準法を根幹といたします。こうい

う育児・介護法が改正されましたならば、国家公務員の育児休業法、地方公務員の育児休業法、そして各市町村の条例でもって定めておるいろんな内容、こういうのがあるわけですね。

ですから、民間企業用と我々公務員用という観点からは、若干制度の内容違います。で、今ご指摘の地方公務員には非常勤職員、臨時職員は適用されませんと申し上げましたが、民間企業におきましてはこれは条文を読んでも限り、日々雇用の労働者は対象になりませんと書いてあるだけで、パートとか非常勤職員については触れられておりませんので、したがって民間企業では日々雇用の労働者だけが除かれておるといことだろうと思います。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

大変矛盾を感じるわけですが、それで競艇場関係というのはどうなりますか、競艇場の従業員の方々についてはいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 小野 義之君

競艇場の臨時従業員さんにつきましては、先ほど総務課長が申したようなところで、日々雇用と、雇用形態が日々雇用になりますので、この適用はございません。ただ、競艇場の雇用規定の中で、従業員の方は雇用者名簿というもので登録をいただいておりますが、その適用の中で介護休業を取られた方の削除とかいう部分についてやらないというような内部的な適用を今やっているという実情でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それでは、この問題は国の問題、制度の問題が主になりますので、ここで議論してもいたし方がないことではございますが、大変女性としても矛盾を感じるものでございます。次に、2点目のところですが、男性の取得率が大変少ないんですね、これは全般的に言えることであって、育児休業の取得率というのは全国的には女性が89.7%、男性が1.56%というデータが出ておりますが、ここは皆様行政マンの方は男性の方が多いでございますので、男性の育児参加を阻んでいる要因は何だと思われませんか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

実は、この改正育児・介護休業法ですから、それが法律が改正されて育児休業なりが取得しやすいような制度に改正されたわけではございますが、改正前の育児休業法におきましては夫婦どちらかしかとれません。したがって、常識的に考えまして、おっばい与える奥さんが、女性が育児休業を取得する。だんなは働いておくというのが一番ポピュラーな姿であったんではと思います。で、これが法律が改正されて、町の条例も実は6月議会で可決成立しております。

これは、夫婦の片方にとるとらんにかかわらず、言うてみれば両方一遍にとれる

わけです。育児休業というのは。ただ、育児休業期間中は給料が支給されません。共済組合に掛け金として払っている共済の長期・短期この分に相当する部分は自分の手出しではなくて、補てんといいますか、されるわけです。自分の手出しではなく、引き続きその組合員である補償が受けられるわけですが、やはり最大のネックというのは夫婦一遍にとってしまうと一切その間給料が入ってこない、それが一番大きな要因ではなかろうかと思えます。

で、先ほど男性が一人育児休業を取得しましたということは、そちらの奥さんはやっぱり職業婦人でした。で、うちの男性職員が育児休業して子どもを面倒見ておる間に、奥さんはちゃんとその分仕事に行かれたとそういう状況でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

育児休業している間は、給料は支給されないというのは、これ何十%か支給されているんじゃないですか。40か50くらい。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

ちょっと説明が不足しておりました。給料としては全く支給されません。ノーワークのノーペイですから、仕事をせん者は給料はもらえない。ただ、共済組合のほうから、市町村共済組合のほうから何割でしたかね、6割でしたかね、その分の補てんはございます。確かに。で、民間の育児休業法は、子どもが満1歳になるまで、特別な事情の場合、今回1歳2カ月まで引き上げられたんですけども、国家公務員、地方公務員については3歳までと。これは民間と大きく条件が違いまして、公務員はその点は優遇というか、かなり拡大されております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それでは、3点目でございますが、雇用された、雇用されないというその育児休業を取得するために解雇されたとかトラブルが、解消するために先ほど解決の援助と調停制度が創設されたとか先ほど申し上げたんですが、これは公務員は全く関係ないですよ。取得できるわけですから。公務員の方がトラブルがあったというのは余りないんじゃないでしょうか。この点いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

そのことをもって解雇するというのは絶対にあり得ません。公務員の場合は、それだけしっかり身分というか、その辺は補償されておるわけですが、民間の事業所においては特に中小企業あたりではそういう事例があるようです。あるからこそ、今回の改正でその辺の法の実効性を確保するために、こういう措置ができたというふうに認識しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

芦屋町の中でもやはり育児休業をとると言ったら、もうやめるんじゃないですかとか、やめるんでしょとか、いろいろやっぱりそういったトラブルが発生しているようでございますので、その場合においても行政側にじゃなくて、この都道府県労働局長のほうに申し立てをするということですか、その場合の費用とかはやはり発生するわけでしょう。裁判とかなれば発生するんでしょうけど、相談、こういったトラブルの解消のための相談については費用というのはどのように発生するのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

基本的に無料と思っています。これ相談するために金がいるとかいうことに関しましてはちょっと法の片手落ちになりますので、当然無料だと認識しております。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

4点目は、先ほど労働大臣の勧告ということでおっしゃってございましたので、その場合においても行政は何らタッチしなくてもいいのか、皆さんやはり町民の方はどこに言っていくかと言ったら、やはり行政ですよね。その場合において、それは労働大臣のほうに、その勧告に従わない場合においてですよ。企業名をこちらが公表したいという思いで言ったら、それは労働大臣のほうの勧告になりますから行政は全くタッチしないんですよと言うのか、それとも相談に乗っていただけるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

町内業者につきましては、地域づくり課と商工会が企業のほうをお世話しているわけですから、当然連携を図って対応しなければいけないと思っております。それで、商工会のほうにつきましては、まだまだこの制度そのものが事業主の方々に周知されていないという認識でございます。それで、商工会の広報関係を通じまして、周知はやっているんだがというご解答でございます。それで、もしそういうような事例が起きましたら、一応町と連携をしながら当然労働基準監督署等、調査していただいでその対応に当たっていきたいという思いがしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

やはり公務員と中小企業、労働者にとってはどちらも働く側においてはどこに働いていても同じ立場であるわけなんですね。それがやはり片方は優遇されて、片方はまだ徹底も余りなされないとすると、これは大変由々しき問題ではないかな。だから、やはり今課長がおっしゃったように中小企業の場合においても、商工会を通してやはり働いている人たちの処遇が改善されるような、やはり方向性に周知徹底をしていただきたいと、このように思いますので、この点についてどのように、今

後ですね。今まで商工会との連携の中でこういったトラブルとかはなかったのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

私のほうが得ている情報ではございません。それで、今回の法改正につきましては、従業員が100人未満の事業所につきましては、改正案の一部がまだ適用されず、24年からの適用になりますので、当分の間猶予がございます。それで、その分も踏まえまして、商工会と今回ご質問あっておりますので、私のほうとしては連携をとって取り組んでいきたいと思っております。

それと、この今回の改正によりまして、新たに過料の、要するに罰金刑といいますか、過料の事案が創設されております。事業主が報告の求めに応じて報告せず、または虚偽の報告した場合には、20万以下の罰金といいますか、過料が科せられるということで、一部罰金刑の負担も出ておりますので、そのあたりも注視しながら一応私のほうは取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それでは、5番目の介護休業法の改正内容については、先ほど課長が申しておられましたので、新たにできたのが介護に関しては通院、付き添いに対応する介護休暇というのが創設されたということなんですね。年に5日、また2人以上介護する場合は年に10日が新設されたということですが、やはり今回新たに創設されたから大変ありがたいのではありますが、今求められているのは介護休暇が大変必要性が出てきていると、このように言われております。だから、現場においてはやはりこのことが十分把握できているだろうと思っておりますので、何か行政のほうからのそういったアプローチとか、国に対してのそういった問題ができないんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

一番冒頭申しましたように、これは民間企業に守らせるべき事項と、地方公共団体として守らなければならない。地方公共団体として守らなければならない事項については、今年の6月に条例改正をお願いしまして可決成立した。6月30日の法の施行日にあわせて実施しておるということですね。

これ、さっきじゃあ町の職員について、どのように変わったのかというのをちょっとかいつまんで申し上げますけども、先ほど申し上げましたように育児休業等を行うことができる職員の改正ということで、これ夫婦ともできますよということ。両方働いておっても、両方一緒に取得することができる。それから、産後パパ育休と通称言っておりますけども、この出生の日から産後8週間の期間内に男性職員が最初の育児休業を取得した場合には、特別の事情がなくてもまた再び申請することによって育児休業を行うことができるようになりますということで、以前は1回育児休業を一定期間とると、もう1回とるためにはよっぽど特別の事情がないとできなかったんです。これがもう特別の事情がなくてもできますよ。父親も育児に

参加しましょう、夫婦そろって子育てに参加していきましょと、そういうのを促す制度ですね。

それから、これは育児休業法ではないんですけど、時間外勤務の制限というのが新設されまして、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、一定の除外要件はあるんですけど、原則として時間外勤務をさせてはならないということで、3歳未満の子をお持ちの職員は、時間外勤務をせずに定時にきちっと帰って、子育てに専念しましょという規定でございます。

それから、子の看護休暇の改正というのも行われております。従来、子の看護休暇の中には病気であるとか、そういった一定の理由、負傷または疾病、こういった要件に該当するときだけにだけとれるんですけど、その要件としましては例えば子どもに予防接種を受けさせるとか、健康診断を受けさせるこういうときに付き添う場合にも休暇取得できるようになっております。

それから、先ほど言いましたように取得日数の拡大ということで、現行は改正前は1年に5日でありましたが、お二人以上の場合にあっては1年度に10日まで取得できると。それから取得の単位についても、1日または1時間、最終的に我々今7時間45分の勤務時間ですから、例えば7時間まで休暇とったんだけど、あと45分残っておるという方につきましては、45分の単位の休暇もとれると。使い切っていていいですよという、そういう制度になっております。

それと、前段で申し上げました介護休暇の件ですけども、地方公務員では短期介護休暇の新設であります。これは、先ほど言いましたように、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの、要介護者の介護、その他の世話をを行う職員が勤務しないことができるように短期介護休暇を新設しますということで、これも1年度において5日、要介護者が2人以上の場合は10日と。休暇の単位についても同じということで、この短期介護休暇については、公務員におきましては特別休暇でございますので、当然有給休暇と、給与のカットを受けないというそういう制度でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

時間が刻々と迫っておりますが、なぜ介護休暇の行政としてももう少し日数をふやしていく戦いをアプローチしてほしいと申し上げたのかといいますと、介護殺人とか介護自殺とか高齢化社会においては大介護時代であるとも言われておりますし、2008年度に起こった介護殺人の約半数は、介護保険を利用中に介護保険制度が始まる1999年には21件だったのが、08年には32件、加害者側の約7割が男性であるというデータが出ていますので、やはりこういったのから見ると、仕事をやめざるを得ない状況になってしまうという男性側のご意見もあるようでございます。これはまた私たちもちょっと日数をふやす戦いを、国にも要望していかなければいけない問題かなと、このように思っております。行政側の皆様もよろしくお願いたします。

それから、2番目のテレビ地上デジタル放送についてでございますが、先ほど課長も、私も心配していたのが緑ヶ丘1街区に隣接している正門町、以前も何か問題があったようで、映るとか映らないとかいうお話が上がっていたようでございます。それと山鹿、城山の隣接ですね。これは、やはり行政としてももちろん鋳鍛鋼であ

れば、そこ担当なさっている会社が把握して報告を、聞けば報告をされるというわけでしょう。やっぱ聞いてあげることも大事なことはないかな。

なぜかといえば、やっぱり来年の7月24日にはもう否応なしに交代してしまうわけですね。そのときになって慌てて自分ところは映らないという状況がないようにするためにはやはり行政の、これは総務省の管轄でありまして、やはり町として町民の皆様の安全安心ではありませんが、幸せのために、やはりちょっと行動を起す必要性があるのではないかと、このように思いますが、この点について再度お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

住民に対する広報等々の件でしょう、それとそのちょっと前段で申し上げておきますが、民放、NHK問わず最近のテレビの番組に合間には、地デジ化に関するものがしょっちゅうしょっちゅうやられていますですね。草薨剛さんが中心となって。先日もちょっと見たんですが、あなたの家のアンテナはどんな形していますか。魚の骨のような形していますか。それはいわゆるUHFですから、チューナーをつけることによって受信可能となりますよ。

それから、いや私のところは魚の形しておるんだけど、地デジ買うたけど、テレビ買うたけど、映らん。これは方向を変えることによって受信可能になる場合があるというような、わかりやすくテレビやっていますですよ。行政としまして、総務省がやることですから、我々は感知しませんという態度では決してございません。

住民の方々への周知にはつきましては、町の広報では昨年7月15日号、これで平成23年7月24日にアナログ放送が終了し、地上デジタル放送に完全移行しますという表題と、地上デジタル放送を見るための簡易なチューナー給付などの支援についてという2つのお知らせ記事を掲載して、問い合わせ先等々も記載しております。

それから、今年に入りまして2月1日号では、これ総務省が各地区をずっと巡回して無料説明会を開いておりますが、芦屋町におきまして2月15日から21日にかけて、町内3会場で2日ずつ、しかも1日に2回、延べ6日間、合計12回の無料説明会が開かれておりますが、そのお知らせを載せております。また、今月20日から24日かけて相談会、説明会が総務省の福岡県テレビ受信者支援センターによって開催されますが、この広報を9月15日号に掲載するとともに、開催チラシの回覧を区長さん方をお願いしております。そういったことで、町としてもできるだけ周知に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

確かに今おっしゃるようにテレビ等でやっております。やっておりますが、果たしてわかるかな、私もなかなかわかりにくいんですよ。ただ、言っていることは変わるんだっていうのは完全にわかりますが、自分ところが何々だとか、どうなっているっていうのはやっぱり電気屋さんなり見てもらうか、どなたか専門の方に見ていただくかしないと、高齢者の方になると、特にやはりおわかりにならないんじゃない

ないかな、そこがやはり優しい行政とか、そういったことになっていくんじゃないかなと思いますね。説明会に来られた方が前回何人いらっしゃるのか、対象者が生保受給者の方のみはわかるけども、ほかの方は把握ができてない。じゃあ、果たしてどれくらいの方がわかっているのか、かえているのかというのは何か皆目目に見えてこないという感じが私はするわけですね。

だから、説明会に来られる方は、これは今回も20日から24日までになっておりますが、役場に来るわけです。じゃ、来れない方はどうするのか、やはり地域にお願いするしかないじゃないかと。民生委員さんに調べていただく、何かいろいろ方法を考えてやっていかないと、自分とかが映らないというパニック状態にも陥らないとも限らないと思いますね。その点についてと。

もう一つ最後の問題ですが、不法投棄の問題がございます。家電リサイクル法もありますので、それをどのようにやっていくかというのは、もう1回明確に何かでお知らせするとか、どういった方法で今度はもう1回対応する。不法投棄の場合は捨てないよと言って巡回して見て回るといことではあります。家電リサイクル法になりますからこのようにやってくださいとか、何か安心できるような対策を、もっと町民にわかりやすくできないものではないでしょうか。この2点についてお願いします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

1点目の件ですけども、簡単なチューナー等の給付、これについてはNHK自体が芦屋町内で受信料の全額免除世帯はどこだというのはわかっているわけですから、これは1回すべての世帯に案内を出しております。申請することによって無償で対応しますよというのを、これは個別的にやっておるわけですから、私どもがどの世帯がどうだという把握をしなくてもすべての世帯に、対象世帯に行き渡っておるとい認識であります。

それから、さっき言われました確かにご自分、特に高齢者世帯のそういう生活保護でもないNHKの受信料をちゃんと払いよる、そういう世帯で老人の単身世帯とか、老人だけの世帯で自分方のテレビどげなるっちゃろうか、ようわからんというのは確かにあるでしょう。そういう方、テレビを見られてもようわからんといことであれば、議員さっき言われましたようなお近くの電気店にお問い合わせくださいというのは、これがまず一番確実な方法だと思いますですね。

だけ、役場に来られて私のとこのテレビどげなるっちゃろうかというて、私どもがそこに出向いてこれは映りますよとか、映りませんよとか、そういう専門的な知識ございませので、もしそういうご相談があったら、さっき言いましたコールセンターなりお近くの電気屋さんにご相談くださいとそういうご案内をするしかできんのかなと、そのようには思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

地デジ化に伴いまして、テレビの廃棄の方法というんですか、これにつきましては先ほども答弁いたしました。ご家庭に配布しております家庭ごみ分別ガイド、その内容を見ていただくことと町のホームページ等で内容を確認してもらおうのが一

番早いわけですが、高齢の方たち、そういった方につきましても、処分方法というんですか、この辺の周知等は十分にやっていかなければならないというふうには思っておりますので、地デジの推進、関係PRの広報の掲載とか、そういったものにあわせた中で、再度その辺を徹底していきたいというふうに思っておりますし、また時期を見たとえで自治区回覧とかそういったものを利用させていただきまして、周知に努めていこうという考えを持っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それでは、最後にこの無償支給計画が総務省の調べによってはまだ取りつけがすんでないという、目標、目標というか、数値がそこまで達成してないということで、6月30日に期限を延長したと発表しているんですが、いつまで延長するのかわからないし、その点についてはわかりますでしょうか。

だから、先ほど支給対象、無償の支給対象者である方々が、まだ達成されてないというところがたくさんある。それはなぜかと言ったら、連絡しても、恐らくだから何といたしますか、申し込みをされているかどうかというのも私は確認ができないんじゃないか。また、申し込みされている中でも、電話をされて通知をやっても反応がなくて連絡が取れなくてやってないところがあるということでございますので、その谷間のところをどうするか、そこにやはり私たちの手が必要になってくるのではないかなということですので思っておりますので、福祉事務所とも連携を取り合いながら、ケースワーカーさんに訪問していただくなり、そしてできたかできてないかの確認をやっていただく方法でも何かとりながら、すべての方が見れる状況にもっていただければとこのように思います。

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の一般質問は終わりました。

一般質問者は5名でしたので、以上で一般質問は終わります。

よって、会期日程を変更し、あすの一般質問は休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。長時間、お疲れさまでした。

午後4時14分散会

-----